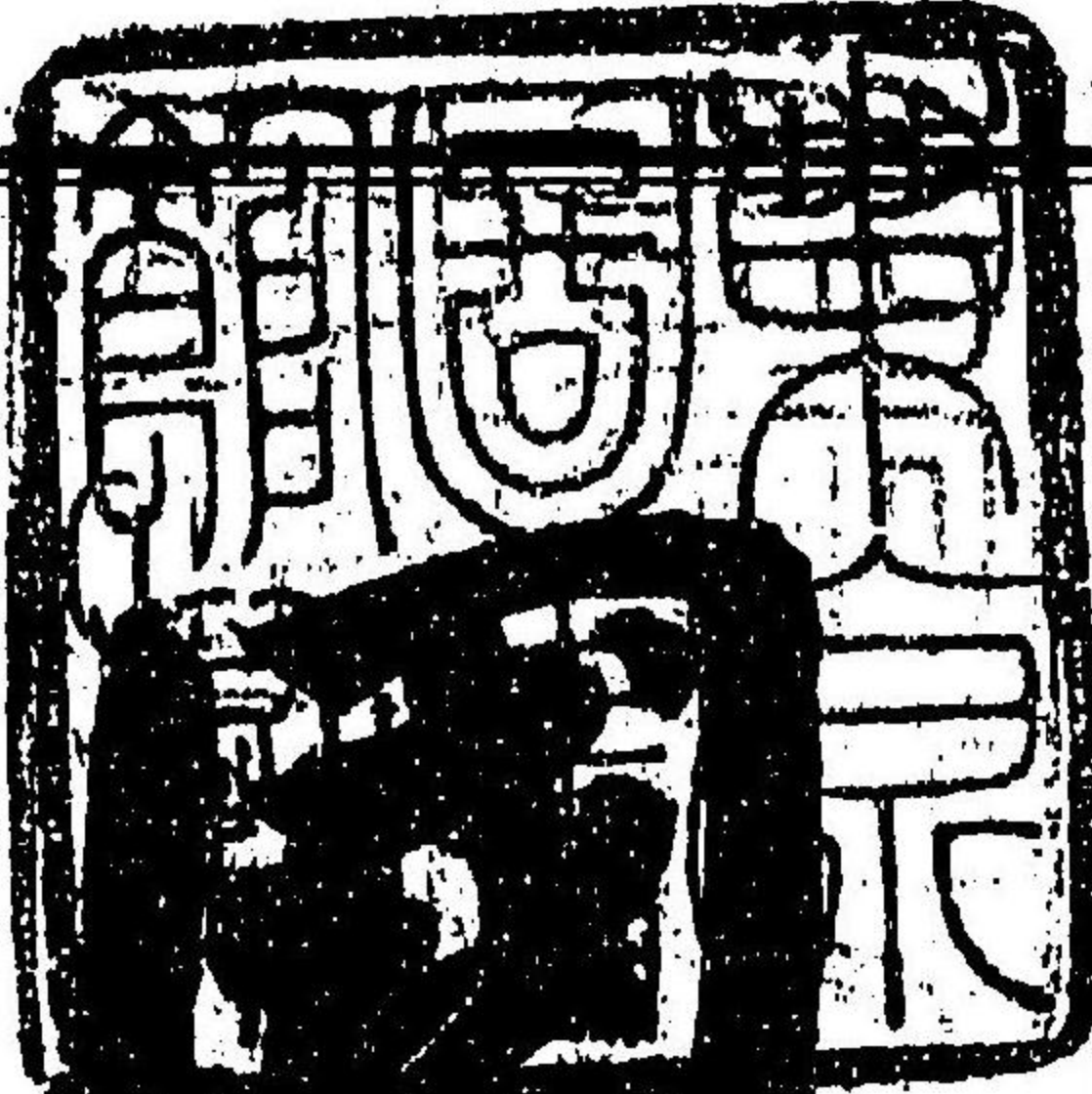


27-178

№668/150



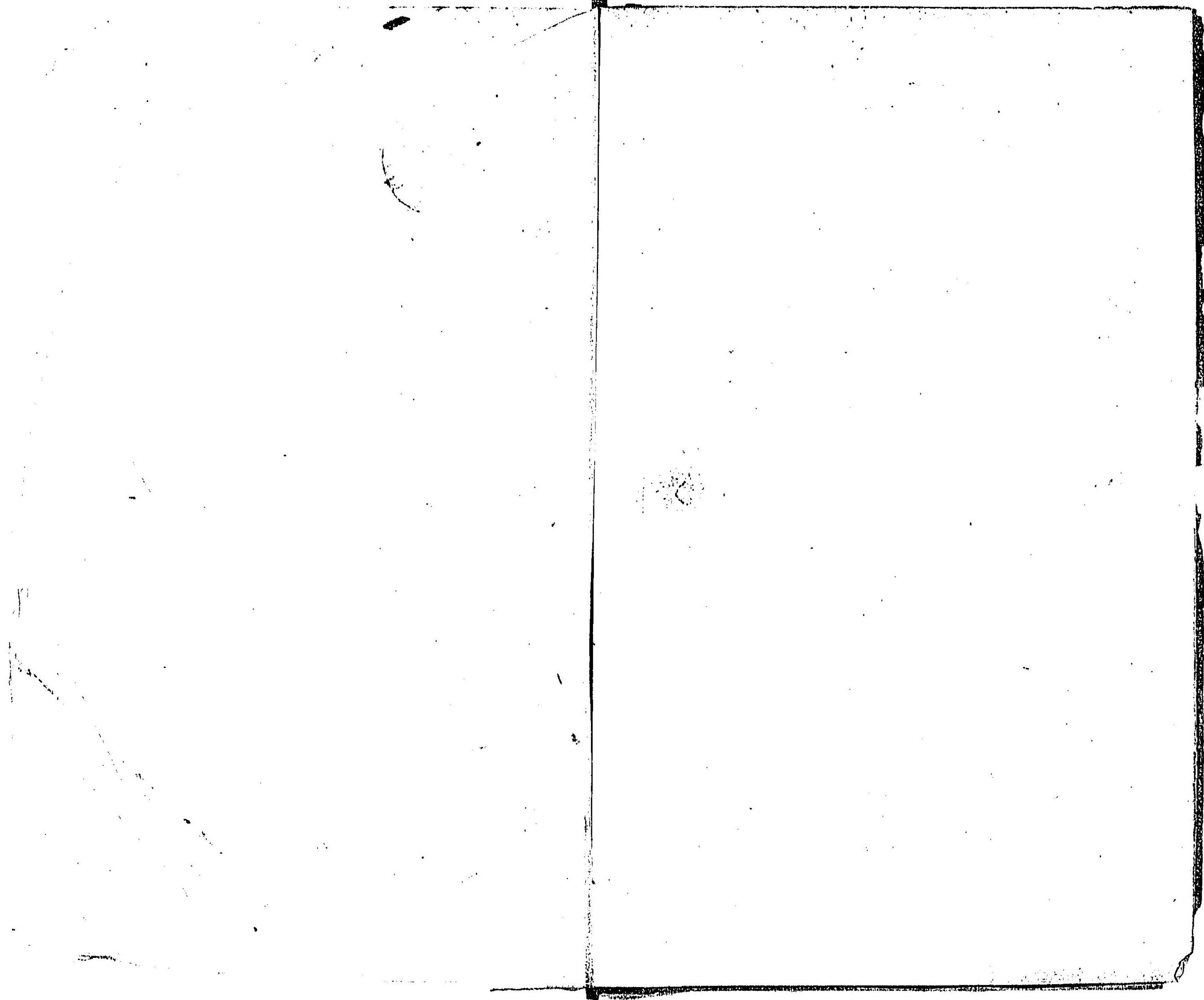
東洋山野梓著

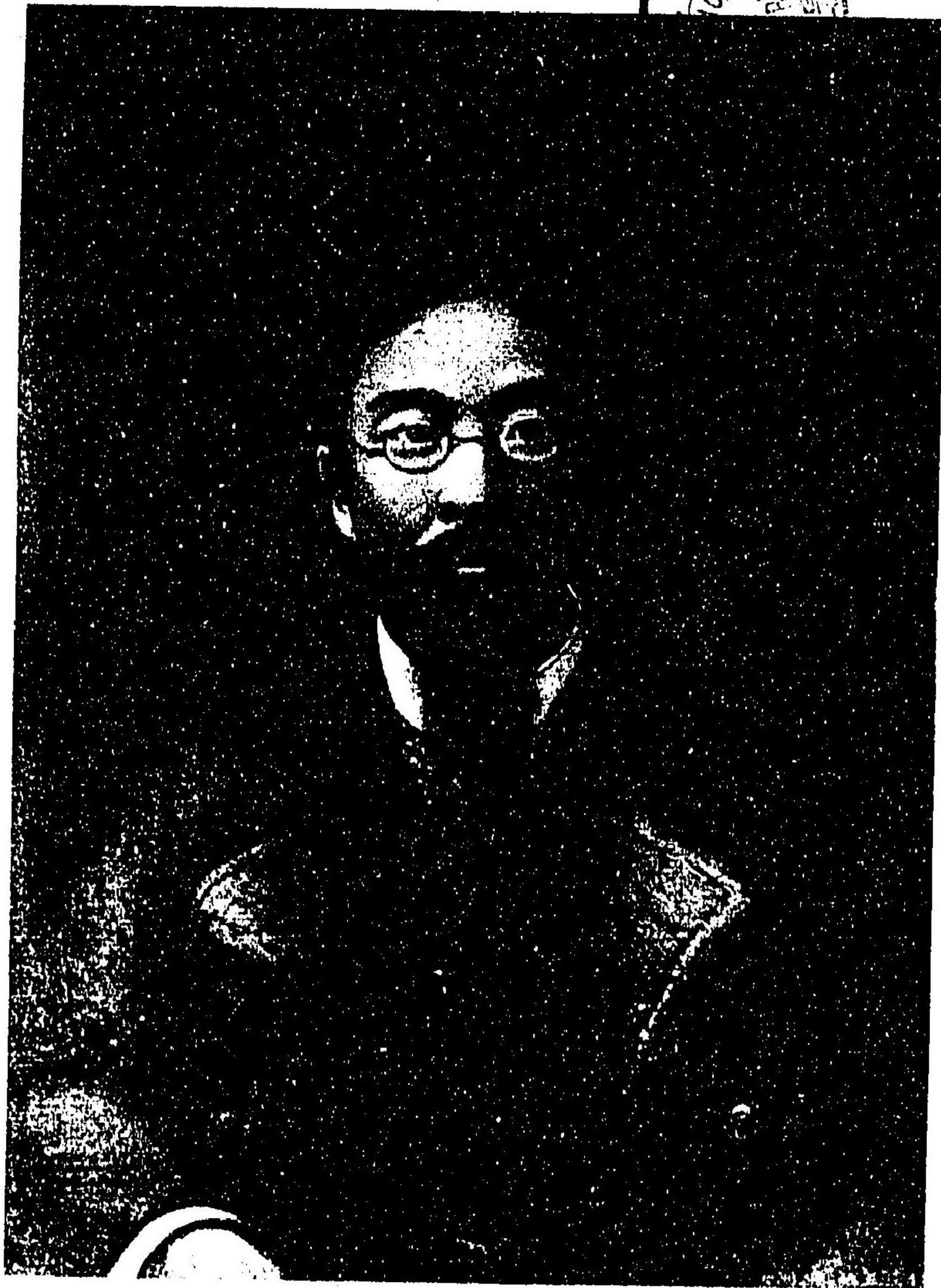


國憲汎論

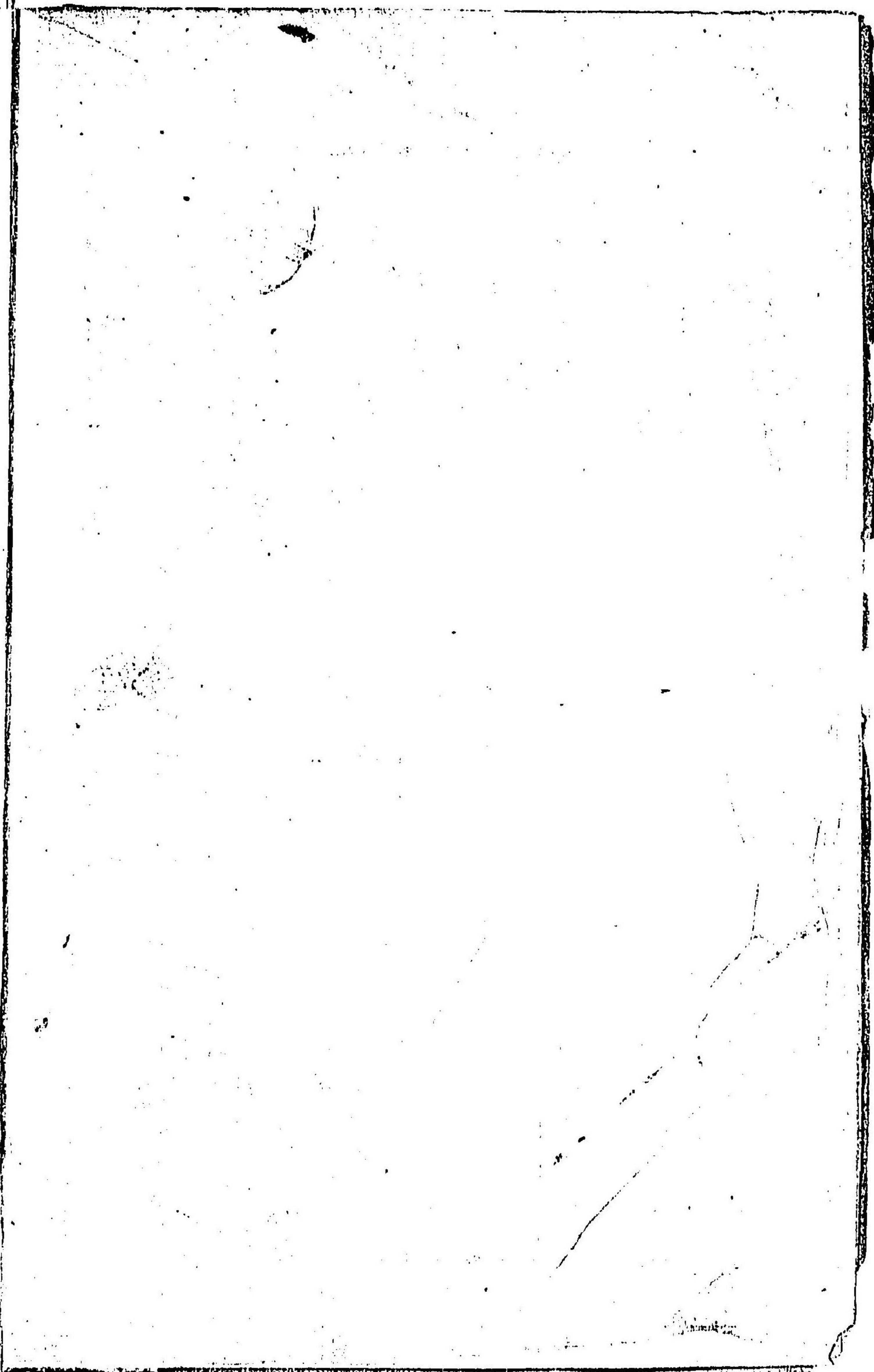
東京博文堂發行

Handwritten signature or note at the bottom of the page.





製真一川小 像肖生先禪野小故 版真寫



東洋小野梓先生傳

上編

東洋學人手稿

余は泰西人の爲す所に倣ひて、自ら吾か傳を筆し、之を後人に傳へんと思ふと久し。既にいぬる明治八年の頃に、其筆を下し始めしかど、其後故ありて止めたり。今又其念を興したれ、次第に其志料を輯めはやと思ひて、この筆作を始めぬ。茲に書き廻るとい、先人の筆記、南嶺翁の會話、萱堂の物語れると共、さて余の自ら記應をもし、自から記しても置きつるものなどに就き、余か傳とも成へき事柄を綴りたるあり。されは余の得失皆な舉げて遺さず、其得ハ益々擴充して之を大にし、其失は自から警戒して之を避け、皆な余か大成の種子にせいやと思へり。

余は嘉永辛子二月廿日土州宿毛の郷に生る、父ハ小野節吉母ハ助野と云ひ給へり。萱堂の物語に據りて考ふれば、余の幼穉ある頃は、甚だ軟弱なる性質にて、多病なりしと思へり。又余が記應に據りて考へても、如何にも多病にて、時々胸痛甚しくて、遊戯すること能はざりし事多かりしと記應せり。就中尤も遺恨に思ひ今に忘れざる

は、八歳の頃にやありけん劇しく痛胸のなせることありて、土地の神祭に詣づること能はざりし事なり。

余の幼少の時は、腦病に侵されたるものと見ゆ、時々癡癡して氣絶せし事多かりしといへり。先人の筆記に此兒驚風に係れり、惜哉「セメンシイナ」薬名なり其頃の醫師の腦病を誤りて蛔蟲の所爲と爲し、驅蟲を第一の療法となせり（の手にあるとなしと記し給ひき。又萱堂の談に據れば、其後先人の使を長崎に遣し「セメンシイナ」を求めしめ給ひし事ありといへり。先人の筆記萱堂の記憶に據れば、余が三歳の時（甲寅の歲）我が生れたる土佐幡多郡宿毛村に大地震ありて、余の乳母と共に或る家の廡に押倒され、人々の最早死したると思ひたるに、不思議にも助かりたりしとなり。）先人の筆記に據るに、余の始めて習字を創めたる時、五歳の秋なりしと也。余僅に記憶することあり、當時山城大和の四大字を書して大に賞められ、叔父にてをいし、義直君より筆墨を賜りしとありしを。

然れども余の幼少の頃頗る讀書を好まず、又習字をも嫌ひて、たゞ遊戲にのみ耽り、されんにや、七八歳の頃、唐詩五言古詩の首章、中原還追鹿の一篇を覺ゆるに、三月月

の久しきを費したるとあり。又大學一卷を素讀するに、二年の久しきを経たり。

九歳の時、郷の儒者南嶺酒井翁の門に入り、習字讀書に従事せり。されども前の如く懶惰にして、何事も勉勵せず。讀書は僅に中庸の首章、書は三體詩宮詞の篇までを習へり。今に忘れざるは、常に机にもたれて眠り、他の朋友に乘てられて、夕陽の頃自から覺め、驚きて家に歸りたること數々なりき。

十歳の暮にや、酒井翁笈を負ひて京師に遊び、岩垣月州翁の門に入り給ひき。當時なほ余が幼年なるを以て、翁素より之を告げず。發郷の前夜、余之を先人に聞き、急き翁の許に詣り、詰りて曰く、先生は拙者を門人と爲し給ひながら、明日は京師へ御立の由、何故に拙者に御告げ下されずや、甚た不快の事に候ふと云へり。是れは後に酒井翁の物語なり。

十一二歳頃ありけん、郷に漢學校初めて出來、毛郷の士族が子弟は、皆なこれに入て學ぶ。余もともに入て學へり。然るに余の等級は、遙に諸人の下にあり、是に於て大に悟る所あり、先人も亦た其悔に乘し、頗る嚴戒を加へ給へり。郷に某氏の子あり、性挺にして事に敏なり、當時奇童の名あり、先人常に曰く、彼れ一郷の奇童たるに過ぎず、

然るに汝尙ほ之に及はず、惟ふに天下の廣き此の奇童多ふし、汝童を自から稱とざるやと。

是より後の、余も自から郷學校の末劣に在ることを耻ぢ、日夜忘らず勉業せり。十有三歳の暮なりき、余ハ左氏傳校本の講習討論に従事せり。此頃の事ならん、晝間の郷校に入り、終日誦讀し、夜ハ先人の膝下に在りて、夜闌に至りぬ。余が十二三歳の時、或る夜先人と爐邊に對談し了りて、先人余の志を問ひ給へるに、余對ていへらく、此郷ハ壁へば子屋の如し、兒は此子屋に住むことを願はずと云へり。とて、先人の筆記に、此兒之志可愛とあり。今按するに、余か生れたる先人の住家に母屋と子屋とあり、子屋ハ閑室にして讀書の所とす、僅に四疊半一間と四疊一間にて極めて狹隘なりき。余ハ十四歳の初なりき、酒井翁塾を開き、號して望美樓と云へり。余も之に入塾し、不見日光殆一年頗る刻苦せり。當時余が勉強せし事實の證左とも爲すべきハ、毎三日に論孟の講習討論、毎日通鑑綱目貳卷を讀み、古文眞寶一篇、文章軌範一篇を記憶し、文一篇詩一首を筆するを課と爲せり。

此頃の事なりけん、伊賀氏ハ嚮の漢學校を皇張して、日新館と云へる漢學校を興し、

大に子弟の授學を勸めければ、余も學校の時間は望美樓を去て此校に入り學びたりき。時に余の學問は稍々前日に優りたるものありしと見に、日新館第一の書生と稱せられ、館の二階に設けたる優等學生讀書室を與へ、此にて讀書するを許されたり。是の室に入て讀書するは、當時名譽の一事にて、南嶺翁と家嚴とより勉強の効空しからざれば、此上猶ほ一層勉強すべしと諭されたとあり。蓋し當時は階級の沙汰甚た六テ敷して、騎馬格間の格中小侍御奉行御手明等の區別ありて、余が家は御奉行とて、極めて輕格の者なりければ、學校の坐席とても甚た下に有りつれども、學問の優等なるが爲め、騎馬格の席より遙か上なる二階に進められたり。今日より之を見れば、實に笑ふべき様なれども、當時の事を顧みれば、余に與ふるにこの室を以てせしは、随分出格の事と云ふへし。

又た此頃の事なりけん、伊賀氏ハ余か學問に志あるを賞して、金若干を與へたり。余か十五歳の時、春家君ハ公用を以て、京攝の間に赴きたり。是より先き、家君は王家の微弱にして振はず、折角攘夷の詔の出でたるも、幕府にて畏くも之を抑へ、實に朝廷を蔑にするの勢あれば、痛く之を歎し、郷里に於て王尊討幕の説を唱へ、郷の志士

岩村通俊、小野義真、中村重遠、岡添行藏の諸人と、國事に盡力しければ、此行も半の物産を郷里に起すの命を受け、半は京攝の形勢を観察するの意匠なり。かゝる有様なれば、余ハ何時となく、尊王討幕の事を聞き知り、幸ひ家君が京攝行に隨行して、京攝の様子をも觀并せて京攝の大家に就て、一層學問を研究せんと乞ひたりき。然れども當時家君ハ汝の志嘉すへしといへども、年少にて都會の地に遊ぶハ甚た宜しからず、今少し郷に在て學ふへし、これを學ぶに必用なる書物ハ、何なりとも指し越すすへしと云ひ給ひたりき。其後家君は郷に歸へり給ひて、(慶應丙寅七月也)俄に咯血の病に罹られたれハ、余等の驚き言はん方なく、余ハ萱堂と共に日夜看護を爲し、家君の病を慰むる爲め、時々病葺の傍に在りて温史を講義せり。今より之れを考ふれば、家君病葺の時と雖ども余の學問を獎勵せるを怠らす、温史の講義ハ家君慰病の爲めにあらずして、余が學問を獎勵せんか爲めなることを知るなり。斯く余等は看護を盡したれども、醫藥其効を奏せず、其年の十二月廿九日(慶應三丙寅の年十二月廿九日也)に至て、溘然長逝し給へり。今より之を考ふれハ郷に良醫乏しく、遂に先人を救ひ得ざりしことを知る嗚呼哀哉。

家君の病葺にかこし、時、一日余に云ひ給へることあり、汝も生れて丈夫と爲りたる上ハ、眞箇に大丈夫たるの實を失はざる様勉むべし、願ふに大丈夫たるものは、當世の務に當りて、其志を行ふことを得は、少しも辭せず之に當るへし、若し不幸にして之に當ることを得されバ、其時こそ平生學び得たる學識を以て、不朽の書物を著して後世を嘉惠すべけれ。又昔より學者と云ふハ多けれども、大抵ハ腐儒の學にして當世の務に拙きもののみなり、斯の如きハ畢竟無用の長物たるに過ぎず。汝ハ書を活用するの人となり、書を讀むの人と爲る勿れ云々、

又家君が病稍々篤く見へ給たる時、(長逝し給ふ前夜)兒を呼び云ひ給ひけるハ、我が家ハ辱くも新田義貞公の後裔にして、南朝忠臣の末葉なれば、不才ながら余も尊王討幕の事に盡力したる事少なからず。然るに不幸にもこの大患に罹りて、死も旦夕に在れば空しく志を齎して遺憾の九泉に抱かざるを得ず。是れ天命なれば、余敢て心に恨みなしといへども、王家恢復の業を見ずして終へるハ、實に余の瞑目する所能ざる所なり。汝ハ余の子たるを辱めずハ、能く其志を繼ぎ、汝の身を以て王家と國家との用に供すべし、身を以て犠牲とし、之を國家の用に供するハ、男子第一の榮

譽なりと。余は家君の言を聴て、涕の流るゝを知らず。今より當時の事を回顧すれば、恍として目前に在るが如し。而して余が今國事に盡力して敢て怠ることなきも、家君が此の遺囑を服膺せんとするの誠心ある耳。

家君の長逝し給ひし後、萱堂の悲しみ一方ならず。余は幼な心にも傍よりかにかくと御慰めもうち、又月々先大人の御墓所に詣て、香花を手向け來れるを務のやうにせり。斯くすること凡そ三年なり。家君の逝れたる後は、家君の御友なる小野義真（今の余の義兄）中村重遠、岩村通俊の諸君交々余の行く末を案し給ひ、時々種々の教戒を加へ給ひたり。その中にも中村ぬしは、海外に遊びて洋夷の事情を知るは、今日の急務なるを説き、余に海外の遊歴を勧め給ひたりき。是れ余が異日海外に遊ぶの基とはなりにき。

家君の長逝し給ひし後は、萱堂は家君に代はりて、余の教育を見そなはして、少しにても怠ると見ゆる時は、家君の御遺言を引き、深く戒しめ給ひにき。余もまた家君長逝の上は、自身の勉強を肝要なりと思ひければ、勉めて怠ることなかりき。

此頃（慶應四丁卯の春）上み方の様子も何となく變はり行きぬれど、各藩々にて軍

備の用意盛んにて、殊に洋式の兵法次第に廣まり、土州藩は英式を用ゐるとの事にて、伊賀氏も同じくこれを用ゐたれり。余も今の筆硯讀書の傍に砲術を學び、時々練を爲したりき。

去る程に丁卯の歳も暮となり、將軍のその職を還し、王政維新の秋とあり、引き續き東北の戦争始まりぬれり。余も從軍の事を願ふべく思ひ、色々心を配りたり。然れどもその術なきに困り果たるに、時しも戊辰の七月頃ならん、伊賀氏に中村重遠ぬしの勧めに依り、出兵する事に極まりたれば、重遠ぬしに請ひて、是非に從軍をたしと申したりき。然れども余はまだ弱年のことなれば、伊賀氏は余の請を許さぬよしに聞きける也。余は固く乞ひて遂に從軍することとなり、機勢隊と云へる軍隊に加はりて、越後口に向ふ事とはなりぬ。去れり。斯の軍勢に加はりて、高知に出て、夫れより大阪京都を経て北陸に赴きたり。斯の時越後の官軍は、鼠ヶ關を経て庄内の賊兵と對陣したりき。一日雷村と申す處の賊を攻めんとて向へるとき、我軍の道を失ひ、夜に入りて引上るとき、余も同じ隊伍の某余に向ひて病に罹り一歩も歩み難しと申しければ、據なく、賊地に遠からされども、茲に潜みて此夜を明さんとて、兩人

にて溪間の洞に潜み居たり。素より不意の事あれ、餘分の兵糧とて、なく兩人とも痛く飢たりけるに、幸にも岩國の兵隊の同じく引き上げ來れるに遇ひて、その隊の一人携へたる餅を與へくれたれ、兩人、それにて飢を醫し、曉に達し遂に本營に歸り來れり。

既にして會津も降り、庄内も降りたれ、一と先庄内に繰り入り、それより引き還して、越後高田を經、善光寺に出て、中仙道を京都に還り、程もなく土佐に凱旋したりき。實に明治元年十二月の事なりき。

明治二年の春と爲り、二月のはじめならん、岩村通俊ぬし上國に遊ぶの志あり、兼てより余の志を知り給ひぬれは、共に連れ行かんとして、最と懇ろにの給ひけれ、萱臺も暇をたまはりて、岩村ぬしに伴ひ往くことと成りぬ、去る程に宿毛より船に乘して、大坂を指し凡そ三十日程を經て大阪に到りぬ、大坂に至れ、義兵ぬしも來り給ひて、其々將來の事を彼れ是れと心付て給ひりき、止ること二ヶ月斗にて、京都に出て、程もなく岩村ぬしと共に東京に赴きたり、東京に赴きたる後、始終岩村ぬしの許に起臥して漢學を修めたりき、一日岩村ぬし酔ひたる体になとしけるか、扇子に

て余をはしと打ち、貴様ハ節吉の子なるを、今の様子てハ親に及ばぬその給ひたりき。此の一言は誠に骨髓に徹し、如何にも残念に思ひ、おのれ見よとの心を起さしめたり、岩村ぬしは今に至りても、始めに變はらず、何くれと余の事を心付け給ひて、生涯の恩人なれとも、前後この扇子の一瞥はと、余の爲に辱じけなきことは無し。程なく岩村ぬしは北海道に赴任し給ひたれ、余ハ獨り東京に留まりて、昌平校に通學したりき。此頃土州藩にてハ、藩邸に學校を設け、在京の書生は皆この學校に入らんとを令したれとも、余ハはる／＼郷里を去て東京に遊ひたるは、たゞに書物を読み覺ん爲めに非らず、廣く佗藩の人に交はりて、天下の大勢を知らんず積りなれば、土州人のみ集れる藩邸の學校に入るハ不本意の至りなれ、之に入ることをハ断り云ひて堅く拒みたり、斯る故に藩邸にハ、痛く余の舉動を惜みて、斯る書生を東京に置くは外の爲め宜しからずと詮議やしつらん、二年十一月頃ならん、御國許に於て太守様御用あれ、明朝直に歸國致せと令し、其頃藩廳にて買ひ入たる汽船に乘せ、余を土佐に送りたりき。此時余ハ脱藩せばやと存じたれとも、又一策を考へ出したれ、其儘船に乗り、心の中に罪人らしき取扱を憤はれり。

既にして高知に着きたれば、藩廳に出で御園許にて御用とは何事ぞと問ひたれば、最早御用ハすみたれば勝手に致せと手持不沙汰の答なれば、心中の憤り如何許りか、誠に云へん方なかりしかど、争ふも無益と思ひかへし、直様宿毛を指して歸けり。宿毛に歸りし後は、熟々思ふやう、斯く藩廳の束縛を受くるは、必竟帶刀の身にて士分の列に在ればこそ然るなれ、されば兼々東京にて考へたる如く、今より士格を辭し、平人と爲りこの身を自由にすること、今日の上策ならめと、或る日其山を葦堂家兄等に話し、平人の願を出すこと、爲したりき。然るに伊賀氏ハ之を聞き届けなき由多據なく他家へ養子に往く牀にて平人と爲りたりき。この平人に爲る事に就きては、人々大抵其の短氣なるを戒め、今時は平人さへ士格に成りたく思ひ、脇ざしの一本も差し度思ふ世の中なるに、態々帶刀を抜き捨て平人と爲るといふ。誠に心得違ひなりをぞ、さゝやきたれども、余はいさゝか見る處あれば、まばし我が心にまかせ給へかしと云ひて、堅く乞ひ遂に平人といふ成りにき。

平人の心易すぎ、他國に往くにも願なきの用はなく、唯一通の届のみにてよろしければ、急ぎ旅行の仕度を整へ、明治三年庚午の春、或る人と打ち連れ立ちて、船に乗り

込み、大坂をそ指たりける。十九日ばかり經て大坂に着きぬれば、義真ぬしの宅を訪ひ、再遊の事を話し、將來の事共を托しぬ。義真ぬしも身を平人とまでなして再遊せる志のほどを嘉みし、此後ハ屹度世話する旨を申し聞けられたりき。その後ハ今に至るまで、生父母にも勝りたる世話を爲し呉れ、余をして世の中に獨立する一丈夫といふ爲し呉れたりき。此時始めて英學を始めたりき。

大坂にて義真ぬしの宅に住む時、ふと悪しき友達にさそはれて、大坂にて極下等の華街なる堀江の酒樓に酒飲みたることあり。それを義真ぬしに聞き知られ、一日中村重遠ぬしと列席にて、余を呼び一方ならざる志を抱きながら、遊女屋の遊ひを爲し、たとひ女郎買をなさずとも、苟にも華街に赴くといふ如何なることぞと戒められたり。その時の慚愧云へん方なく、以來を慎む程に此度に限り御免を蒙むると云ひて詫いひ、其後ハ今に至るまで、自から設けて花柳の遊を爲したることなし。されば書生の間の時々朋友に嘲られて、困りたることありたれども、自分に古より忍耐ある英雄も色にハマけたることあれば、古英雄の忍び能はざる所を忍ぶべしと決心し、朋友の嘲をも願みず打過したり。去る程に朋友も余の志の移しかたきを思

ひつるか、後には余を嘲るものもなく、却て余の前を憚り、女の話などすることを思むに至り、次第に心易くなりたり。世の通客より見れば、誠に通の事なるへけれど、古英雄の爲す能はざることを爲さんとするの心は、又た少しの賞めてもらひたく思ふなり。一笑々々。

斯の以前より、海外に遊ひたき志の、勃々として止まず。時に義真ぬしにその事を話したれ、その兎も角も一旦支那上海邊まで至りて見るべし、その費用は何とかして遣はずべしとの給ひたれ、午の七月頃なりき、名を東島興兒と改め、神戸より米國の郵船に打ち乗り、上海にそ赴きける。上海に到りたる後、支那の内部をあちこちと巡り、其年十一月の初め頃再び上海に還り來りたれば、あたかもよし義真ぬしも公用にて上海に來り給ひたり。依りて色々相談の末、一先ッ日本に還り、それより歐米の間に遊學することゝはなりぬ。その時の義真ぬしに伴ひて日本に還り、少しく大坂に留まれり。

翌年の春、義真ぬしに伴ひ東京に出て、追ひ々洋航の用意に取掛り、横濱にて専ら英語を學ひたり。日ならずして用意も整ひたれば、先づ米國を志し、彼地に留學する

と定め、其年の二月、米國郵船に打乗りて、桑港に赴きたり。航海に廿五日を費し、桑港に到着したれば、うれより豫車にて紐約克に赴き、暫時滞留の後、佛兒向林に移り住みて、直に法律の講習を始めた。余は自費にて海外に留遊することなれば、佗の官費の書生の如く、優々歳月を徒費すること能はず。故に學校に入るとをせず、師を宅に延き、日夜之を勉強せり。又た法律を講習するに就ても、一種の考を思ひ出し、米國の成法を講習したりとて、直に我邦に有用なりとも思はれされば、専ら法理を講習するにしかずとて、勉めて其方を心掛け、旁ら米國の憲法行政法を取調ふる事と爲したり。當時或る人は余の法律を講習する方法は、不規則なりと譏りたる人ありたれども、余は自家の考を變せず學ひたりき。歸朝の後之を考ふれば、此の講習の方法は、却て余を益したること多かりしと思ふ。

明治五年の某月、大藏省より官費留學生と爲し、銀行の事及び其地理財の事を取調ふる爲め、英國龍動に赴くへき命を受けたり。之に由りて遂に米國を去ることゝは爲りぬ。蓋し此頃余は胃病を患ひ、醫師も土地を轉ずるの必用を勧めたれば、誠不幸の事なりと喜びたり。既にして新約克府より飛脚船に乗り、大西洋中にて十日の苦

痛余の太西洋を航したる時、風雨暴烈にてほとんど難船すべかりきを受けたる後、リハプールに着し、直に龍動に行きたり。龍動に行きたる後は、晝間の銀行の組織、財理等の取調を専らにし、夜間の猶ほ法律の原理を講習することを以て務とせり。又英國に來りたる後は、泰西政治の運動如何を觀察し、知人の紹介を経て上流の人に接することを勉めたりき。

明治六年三月の頃なりき。或る知己の英人に招れて、その細君の催ふせる夜會に赴きたることあり。その英人は英國にて可なり富める人なれば、夜會の來客もみな英國上流の人にて在りける。斯る會集に日本人の交じれるは、誠に稀れなることなれば、余の此會に臨みたること、主人の喜び大方あらす。又來客も最と珍らしき事に思ひ、主人の紹介を経たる後は、男女の來客かゝるゝ余の側に來りて、四方山の話をして掛け、又日本の事などを問ひ、余も英國の風土文物に就き、色々の話を爲し居たりけるが、後ち一人の奇客を出て來れり。その奇客は主人の紹介を経たる後、暫く會集の混雜にて見ゆざりしか、夜會闌なる頃に至りて不圖余の側に坐し云ふやう、貴方は日本の書生とやら、日本は支那の屬國にて候ふ歟と。余之を聞き少し笑を含み、否

日本は獨立の國なりと答へたり。既にしてその奇客は又問を起して、日本人は家に住へる乎といへり。其意中日本人は亞刺昆亞又ハ蒙古人の如く、帳幕の中に住み、定まりたる家屋なしと思へること、言外に顯れたれ、余の心中如何にも無禮なる人なり。又如何にも見聞の狭き人なり。且ハ我が日本の内狀ハ、斯く斗り外國へ知れ居らざる哉と思ひつゝ、少しく思案の後、左の如く答へたり。曰く日本人ハ貴方の思ひ給ふ如く家に住はず、併しながら鐵道を築き、電信を架し、之れを利用するを得へき文明の度に進めりと。此の答を爲すや、側らに聞き居たる五六人の皆手を打ちて笑らひ、問ひたる奇客ハ少しく愧たる色を表せり。斯る折りに主人ハ來りて余の爲めに我が邦の近狀を説き明し、日本ハ實に驚くべき國にて候ふ、この廿年前までハ、世界に隠れたる邦に有りつるに、今ハ長足の進歩を爲し、東洋文明の魁なりと云ひたりき。既にして余を別席に招き、英國にも斯る迂潤の人あれハ、堪忍し給へと申されたりき。余も餘りの事にて、折角の貴客に對し無禮を爲したるを謝し、其失禮を容し給へと云ひたりき。後ち夫の奇客ハ余の寓居を訪ひ來り、前日の無禮を謝したれハ、余も其洒落を愛し、是より交際を始めたり。此奇客ハ英國の武官にて、快濶の

人物にてありけるが、余が歸朝の後亞弗利加の戰にて死したりとか。此奇客と交を結ひし頃、是班牙に内亂あり、シアタルムの戍兵を増す爲め、此人も英政府の命を受けて、彼地に赴きたり。時に余は左の一絶を賦してその行を送りたりき。

比牛山外黑煙連、月暗歐南半島天、男子及時須用力、人生豈再有青年、

翌明治七年の始に至りて、英國を去らざるへからざる事こそ出来たれ、その他事にあらず、先年よりのリコメチスム次第に増長して治せず、暫時ハ養病かた〜佛蘭西伊太利亞等歐洲大陸に遊ひたれども、龍動に還へれば、又忽ち再發する也、醫者は固く歸朝を勧めたること、是あり、又ハ本邦も追々變遷あるべきの風聞もあり、殊にハ大藏省より歸朝の命もありたれば、旁意を歸朝に決したり。一時ハ歸朝の前今一度歐洲大陸に赴かばやと思ひたれども、歐洲大陸は後日再渡の折もあらん、それよりは埃及の古跡を探らばやと存し、遂に歐陸旅行の費用を以て、多くの經濟書法律書類を買ひ入れ携へ歸る事とせり。幸に英國龍動より埃及に至り、暫時滯留の上蘇士、運河を経て日本横濱に到るべき汽船、是ハ支那太平洋航行會社とて飛脚船の

會社を新創し、その船の中バンケーバト云へる汽船を横濱に送る序に、客人と荷物とを積みたるなり。此の會社ハ一時米國郵便會社と競争せし後郵便會社にて悉皆航行會社の船舶を買ひ入れ航行會社ハ解社せり、ありければ、これに打乗り出發の事と定めたり。

明治七年某月右の汽船に打ち乗りて龍動を出立し、大西洋地中海を経てポートセイド(埃及)に至り、是より亞歷山府に到り、海羅に赴き、埃及の古跡を探りたり。尖頭の古帝碑等を觀て舊時を懷ふこと少からず。かくして遂に再ハポートセイドに還り、前の汽船に打乗りて運河を過ぎ、紅海に出で、印度清國を経て我邦に歸朝せり。

予ハ海外より歸朝せしは、實に明治七年五月廿二日なりき、其頃ハ其以前より歸朝したる海外留學生の成跡宜からざるか爲め、兎角留學生の評判よろしからず。頗る朝野の間に重せきりき。斯る故に余は潜居して敢て自ら售るを求めず。旁ら共存同衆の團結を用意し、傍ら羅瑪律要の著作に取り掛れり、其共存同衆の團結を用意したる所以は、別に記するものあり。其羅瑪律要を著作する趣意は、當時の人氣法律を説くに、偏に佛蘭西等の成法に基き、其條款の文字を推察するに止りて、其法理を討

究するもの少きを以て羅瑪律に藉て我が民法上の所論を發せんと欲すれはなり」斯の著作に依て、要路の人余の姓名を知るものも出來、九年の三四月頃法制局へ出仕の事を内諭せられたることあり、然れども余は著作の業未だ終らざるを以て、辭して就かざりき、後ち居ること三ヶ月ばかり、司法省より余に就職の事を諭し、民法編成に従事せんことを以てす、顯要某君も亦た義真ぬしに傳話して、余が就職の事を勸む、余終に意を決して就職の事を諾し、八月十五日司法省少丞に任せらる。司法少丞に任せらるゝの即日、民法課副長となり、民法編纂委員を兼ね、然れども民法編纂委員の千數日にして辭せざるを得ざるに至れり。（下略）

翌十年一月政治の月に於て、發せられたる減租の詔に依て影響せられ、一月十一日諸官省の大少丞を廢し、余も其職を解かれ、居ること二日を経、即ち十三日付を以て再ひ司法少書記官に任せられ、又た民法課の副長となる。二月一日に及んで、兼て太政官少書記官に任せられ、法制局專務を命ぜらる。（中略）家居慨然國憲論綱（第一稿）を著作するの意を決し、著作致々將さに之を要路の人に進め、國憲制定の好時機正さに茲に在ることを陳せんと欲せり。稿漸く成り將さに之を脱せんと欲するに及び、不

幸にして虎列刺病に罹り殆んど死す。時に明治十年十一月二十七日なり、病愈ゆると雖も休氣猶ほ未だ舊に復せず、遂爾其年を終ふ。

翌十一年の年初、照査課請に轉し、再ひ辭職の事を申したり。（中略）四月二十七日元老院書記官に轉する事とありたり。（略）後ち復た轉任の沙汰あり、同年十二月六日太政官少書記官に任せられ、法制局專務を仰せ附けられたり。

東洋小野粹先生傳 下編

友人 山田一郎稿

上編に掲載せる東洋先生手録の自傳は、不幸にして筆を明治十一年の終尾に絶てり、仍りて十二年以後の經歷は、已むを得ず先生の手録に係れる留客齋日記（從明治十二年一月一日至同十八年十月）及東洋雜著（先生の草稿を蒐集したるもの等）に就き材料を摺撫し、問々編者の知る所を加へて立傳せり、故に体裁自ら上編と同じからず、文章又甚だ拙なり、讀者幸に諒焉。

先生の自傳及日記中文字の公にす可らざるもの少からず、前篇并に本篇中間々上略中略の文字を挿みたるものあるは皆是れか爲めなり。

明治十二年中、先生公務の餘暇、力を盡したる所のもの、白蓮會と共に同衆とす。白蓮會ハ先生の宗教意見を公にせる所、共存同衆ハ先生の學術思想を傳へたる所なり。之を聞く先生法門の友其人に乏しからずと雖も、居常最も親愛せる所の人ハ、島地黙雷大内青巒の兩師なりしと、本年の初め青巒佛學教師として、佛蘭西國に聘せられんとするの事あり、先生大に之を懇諭せり。一月一日の記に曰く、（青巒師の

聘せらるゝや其係る所頗る大なるを覺ふ、其故三あり、一にハ東洋文學の實境を西洋に示すとを得、西人の東洋の事に暗きか爲め、妄りに東洋を輕侮するの風を滅殺するの端緒となる。二にハ邦人の教師として外國に聘せらるゝハ實に萬々より始まると。三にハ佛教の冤を雪ぐの機會となると是れなり、故に此行ハ萬々子に取りにて關係重きものと思ふ云々、先生の佛教に關する意見の如き其の之を公にせられたるもの少なく、明りに之を揣摩すべきに非ずと雖も、蓋し教を内にして僧を外にし、宗旨ハ教法の威徳に依りて其光明を發揮すべく、僧侶の術數を頼むで一時を偷安す可らずとするに在るが如し、茲を以て本年七月眞宗本派に改革の議起り、僧侶東西に對峙して、信徒其方嚮を失するに當り、先生は之を傍觀するに忍びず、同月二十二日書を載して法主明如上人に與へ、大に從來の積弊を矯正せんことを勸告せり。

共存同衆ハ、先生の英米に同遊せる諸氏と共に圖りて創設し、其趣旨泰西學術の思想を取りて、之を我が國に移し來り、三千年來鎖國の陋習を粉碎せんとするに在り。而して其會員ハ皆な一時の選にして大に世の瞻望する所とあれり、蓋し明六社藝

きに廢額せしより、新主義東漸の機關茲に中絶し、全國の少壯實學を研磨し、智識を蓄積せんと欲する者、其從ふ所に迷ふの狀あり、此時に當りて此會の設立ある正さに是れ暗中電光閃くと一般同衆の一時に勢力を得たるも異むに足たらざるなり、而して先生の衆館に於ける恰かも自己の私宅に於ける如く毎日退朝の後、疾病或の大事故あるに非され、必ず之を訪ふを例となし、或ハ學説の講談を爲し、或ハ時務を策する等、孜々として怠らず、五月二十一日の日記に曰く、共存の會堂に列す此日兼てより余の發議せし本邦の事情を筆記して、之を訂盟の各國に寄せ、條約改正を促さんことを決せり、是れハ共存ハ勿論、余自己に取りても、日本人民に對して、其友悌の情を盡すものにして、設令條約改正を直接に刺衝せざるも、後日外交の不便となるにハ相違あるまじと信ず、余も筆記委員に撰られたり云々、筆記委員の草案（代共存同衆寄歐米公衆促條約改正書と題する、一稿は終に同衆の是認する所となり、本年九月之を世に發表せしが、其議論の雄大なる、其文章の壯快なる、忽ち世人の注意を惹き、政界争ふて之を誦讀するに至れり、夫れ當時未だ言論集會の檢束あるとなし、茲を以て同衆の講談或ハ純乎たる學説に係るものあり、又或ハ時事を痛論

せるものあり、而して之を公衆に演じて官又問ふ所なし、先生雄邁豪壯の氣抑へんと欲して抑も可らず、止めんと欲して止むると能はず、長江の筆、懸河の辯、胸裡の磊塊を洩すに於て共存同衆實に其機關たりし、先生共存議堂に題するの詩あり曰く、
 不是土人是石腸、每逢時節即悲傷、縱橫論事無疑懼、世有此堂容我狂、
 五月十一日政府令して官吏の公衆に對する講談を禁ず、翌十二日ハ先生豫て「非三大政權論」を同衆に於て演ずるの約ありしが、意を達するを得ず、先生の心中甚だ快からず、十五日の日記に曰く、某氏を訪ひ進退の事を談せしが、少らく待てと申居れり、斯く諸友の止むれば之を否むハ本意あらず、少らく思ひ止まれり、併し此勢にてハ近日辭職の期到るべし、下巻とあり、先生清廉剛直利祿に戀々たらざること以て見るべきなり、之れより先き前年九月先生元老院に准議官の職を設け、少壯の才俊を網羅するの議を朝に上つりて報せられず、而して今又言論の檢束に遇ふ、先生慨然として謂へらく、天下の大勢に沿ふて政を爲す者ハ成り、之に反する者ハ敗る、本邦近時の勢を察するに、民人自治の氣象漸く其勢を得、人々參政を冀ふの情日一日より増進し、其の底止する處殆んど復た豫定す可らざる者あり、之を待つて之を善

く處せんと欲せば、政府の自ら居る所以のもの、復た必らずや天下公正の地に在らざる可らず、今の時に當り之が手段を求るに、只だ夫れ明治八年の聖詔を實施して國會開設の事業を斷行するに在り、而して此の斷行をなすに當り、先づ内閣の組織を改め政治の統一を得せしめざる可らずと、即ち專任參議設置の意見を草して之を某大臣に呈す。先生敢言直行知て而して言へざるなく、言て而して之を行ふとに務めざるはなし、之が爲め動もすれは物議を惹き、衆口駭々先生の地位危きも亦た之れを意とせざるなり。先生既に近事に慨する所ありて掛冠の意を決す、而して曩きに辭職を止めたるの某氏は、切に先生の才を惜み志を嘉し之を某參議に申す。參議も亦た夙とに人才を容れ、邦家の大計を畫策せんとするの意あり、深く先生の人と爲りを愛して之を朝に言ひ、以て先生將さに退けられんとするの地位を保ち、更に將來に向て百里の才を展ふるとを得せしめたり。先生其の厚意を感じ、遂に朝を去るの志を絶ち、献替して邦家の恩に報し、參議の知遇に酬ひんとするの念甚だ切あるに至れり。是より後ち先生少壯氣銳の節を折り、專ら朝廷の典章を研覈するを以て其務となし、大事あるに當りては、則ち參議と某氏とに詢り、其進退を共にする

を以て常とせり。

明治十三年二月政府内閣分離の事を行ひ、專任參議の制となし、國會開設の準備として専ら内務の整理を計らんとす。則ち特に會計検査院を置き、以て太政官に直隸し、頗ふる會計を檢束するの意を示す。先生擢てられて検査官となり、斯に始めて多年涵蓄せる財政意見を建策するの機を得、日夜屹々として其職の舉がらざらんとを愛へ、一意専心會計管理諸法の草案に従事し、翌年五月を以て會計法及び會計検査院職制章程の發布あるに及へり。

世運一轉の機漸く迫まる。先生大勢の趣むく所を察し、將さに大に此際に處する所あらんとす。明治十四年二月二十八日の日記に曰く、春雨濛々、晚間筆今政十宜、十宜一曰、宜改内閣之組織、二曰、宜定施治之方嚮、三曰、宜決外債之募集、四曰、宜罷紙幣之燒棄、五曰、宜衛外邦之弱所、六曰、宜延二法之實施、七曰、宜改會計之年度、八曰、宜正準備之有機、九曰、宜定官吏之專任、十曰、宜斷開拓之廢廢、蓋欲呈之内閣參議也。又十七日の日記に曰く、淨書十宜、蓋欲以明日呈之於某參議也、有詩添之、曰

又是平生愛國志、十篇論策不修文、蘭臺諸老雖多在、能聽鄙言唯有君。

二十二日の日記に曰く「在家筆施治方嚮論、蓋欲呈之於當路先輩也」と先生既に論策二篇を某君に呈し、反つて思へらく内閣の組織を變じ施治の方嚮を定むるのとたる之を後世に傳承せしめんと欲せば、勢ひ政黨爲政の途に出でざる可らずと。於是乎政黨の考案勅焉として先王の腦裡に起る。留客齋日記の言ふ所に依るに本年六月十日或人と共に大に政黨政治の必要を論じ、中立政黨樹立の事に及ぶ。尋て政黨の目的を定めんと欲せば、先づ政治の目的を斷定せざる可らずと、于茲、知友高田早苗、岡山兼吉、小川爲次郎、市島謙吉、天野爲之、砂川雄峻、山田喜之輔、山田一郎の數氏と共に相謀りて鷗渡會を設立し、政理の研究に従事して曾て怠ることあるをなし。然り而して茲に一事の先生遠大の考慮を擲し去りて、直に時勢に關り之を轉用せざる可らざると起れり。即ち當時大いに人心を動搖せる開拓使官有物拂下の事は是れなり。先生拂下の議を聞き慨然として曰く「噫此議にして決行さるゝあらば、天下の民人或は誤て我が政府を怨望する者あるに至らん。政府を怨望するに止まらしめば尙は可なり、一朝怨望を我が王室に歸するか如きとあらば、其の殃を後昆に残す如何そや。吾れ誤て廷臣の末に列し、官有財産管理の方法を監査するの職に在り、焉ん

そ能く此際に黙々たるに忍ひん哉と。即ち開拓使の事を議するの書を舛す。然れども故ありて之を當路に呈するに及はず、政府も又遂に十月十二日を以て拂下の議を停め、別に二十三年を期し議員を召集し、國會を開くことを告示す。

君示の出る先生直ちに其職を辞せんとす。或人之を止む。終に十月二十五日に至て冠を挂く。本月二十日の日記に曰く「參朝處理檢査院及官有財産管理法取調委員之事了、復無遺漏乃(中略)呈封事而還、三十一日の日記に曰く「以上書之故不朝退而待罪、謹辭一等檢査官之職、三十二日の日記に曰く「退而待免官之命得句、曰、

至今無及悔前非、難免五年尸位譏、如海天恩率部意、微臣不忍解朝衣、」

先生既に官を罷め石濱の莊に在り。閑居書を讀み、思を凝して國憲論綱の著作に従事す。歳晚筆硯に忙し客あり來り謂て曰、先生書を著すに時を撰はず、請ふ少しく世俗の爲すに倣へ、先生答ふるに一絶を以てして、曰く

論議幾卷手刊削、不問年華去復還、梓子及今須著作、生前再豈有此間、

明治十五年の我政治界の最も繁忙を極めたる年なり。隨ふて先生の身事亦た最も多端の極に達せり。先生夙に政黨樹立の望を抱て未だ之を實行するの機を得ず。昨

年終末廟堂の風色大變更を致たせるよりして、朝野の間に政治思想の發生せると蓋し維新以來未だ曾て有らざる所なり、各種の政黨腫を接して起り、各々雄を中原に争ふ、而して此際一大旗幟を樹て、堂々顯へれ出たるを立憲改進黨となす、立憲改進黨の始めて諸名士の間に發企せらるゝや、昨年冬初に在り、而して其の公然結黨式を行ひたるは、實に本年四月十六日の事に屬す、此日改進主義の名士木挽町明治會堂に會し、全員一致大隈重信君を推して、其の首領となす、大隈君之を諾し、掌事三名を指定して黨事を處理せしむ、先生其の一人たり、拮据執掌晨夜間斷あるとなし、當時の日記殆んど黨事を以て充滿せり、只だ夫れ立憲改進黨に掌事として先生の經歷し來りたる所の、赫々として世人の眼光を注射し、讀者之を忘れざるべきを以て此に之を省く。

今日邦家教育の道未だ洽からず、學問の獨立未だ全きを得ず、少壯子弟の専門學科速成の希望を有する者をして、其本意を達せしむると誠とに時務の急要たり、而して之を爲す如何、唯た夫れ一大私立専門學校を設立し、邦語を以て短期間に専門の學科を修さめしむるに在るのみ、大隈重信君夙に此感を抱き、大いに義金を投して

一大専門學校を設立せんとするの意あり、先生主として之を賛成し、銳意同感の士と共に計畫する所あり、時恰かも高田、岡山、山田、砂川、天野等の諸氏大學の業を卒るに會し、共に此の舉を賛成し、計畫大に熟す、九月二十二日の日記に曰く、此日公告東京専門學校開設之事、或人來話曰、君夫爲百年之計乎、余曰、然豈嘗爲百年之計、將爲万年之遠圖也、蓋し先生の意、漸次専門學校を擴張して、私立大學校の基礎を定めんとするに在り、茲を以て先生死に至るまで、該校の事業に關し、焦慮せざるの時なかりしなり、嘗たに該校の事業に關して周旋する所ありしのみならず、進むで教授の班に列し、生徒に授くるに國憲汎論、日本財政論等の諸課を以てし、孜孜として怠らず、先生の如き蓋し君子儒たりと云ふべき耳、先生亦傍ら明治協會の設立に盡力して、智識交換世益諮詢の方便となし、壬午協會の創起を賛成して、世態學研究の手段となす、其の力を用ふる曾て徒勞に屬するとなし、若々先生の目的を達するを見る、先生自ら留客齋日記十五年の卷末に書して曰く

余平生無不快之事、其遇有不快之事也、望後之快事而自慰、不少苦也、余實多快事、而平生之快莫大於十五年之快、昨年與大臣論事、而不合、去職後、與平生相知之人、相謀、

結一黨唱我平生之說、而天下翕然應之、三府五十餘縣之中、所在無不聽改之進主義聲也、(中略)余之快可知也、然我黨之前途猶悠久、未可以此小快自安也、

明治十六年先生の主として爲す所の事ハ、昨年の創業を成して之を全ふするに在り。本年一月國憲汎論上巻成る、此書蓋し先生々前の大著述なり、始め先生の先人先生に語りて曰く、大丈夫路に當て事を執る能はずんハ、則ち宜しく書を著ハして其志を言ふべきなりと、先生常に此言を服膺す、是を以て明治八年の頃より早く既に國憲論綱の著作に従事せり、其朝に在りて意見行はれざるとあるに遇ひ、慷慨の情愈々切に、感激の志益々奮ふ。昨年臘尾より勵精不絶遂に能く之を爲すを得たり。國憲汎論は蓋し先きの國憲論綱を改題せる者なり。先生本月三日の日記に曰く、夜筆上國憲汎論于天皇表、七日の日記に曰く、到皇居献汎論、(中略)八日の日記に曰く、告上表之事於先考之廟、十四日の日記に曰く、到宮内省某官吏告曰、附上表、以献著書先例之所無故、非止上表之添付、則不能上之於宮中、余曰、献書者主也、上表者客也、爲客廢主元背素願、若附表果不得献書乎、余應止上表之事、但宜再思登省、乃辭宮内省、十七日の日記に曰く、致書宮内省某官告止附表、某官回書謹了、二十二日の日記に曰く、宮内卿

致書曰、受國憲汎論之献納、三月三日の日記に曰く、詣築地本願寺祭先大人、(其の十七回なり)供國憲汎論上巻及上表於先大人之靈前、四月十八日の日記に曰く、汎論中巻印刷成、付之於裝工、釘裝之、始欲冠中巻以上天皇表、宮内官術不許之、中欲以祭先大人之文、又不果、到是集先大人之遺墨著書言其志、隨莊之七字、冠之、而余附言之、と以て先生著作の志の在る所を見るべきなり、

先生平素以爲く、夫の書籍や實に文化を裨補す、然れども之を發行して千里の外に通じ、万人の手に致たすものあるに非ずんハ、則ち汗牛充棟の多きありと雖も、亦た誠とに文化に益あることなし、書籍果して天下後世に發行せざることを得ず、於是乎書舖の業始めて貴とし、然り而して今日我邦に書舖の完全なるものなきは、豈に一大闕典にあらずやと、即ち意匠經營斯に成り、本年春夏の交、一大書店を東京神田小川街に開き命して東洋館と云ひ、約を龍動、巴黎、伯林、新約克等の書肆と結ひて、多く泰西各土の奇書を舶載し、又た本邦負望の名家と圖り、頻りに政治法律哲學歴史等の新著を出版し、以て廣く江湖に售賣せり、先生本年日記の跋に曰く、

十六年筆盡矣、國會開期、又短一年、願想本年經過之迹、則又是愉快之幸也、昨創專門

學校未滿一歲而得信於海內、延及海外、况又創東洋館、其業有大成之望、而此二者皆爲可鳩、間接之功於後日者、余豈得不自快哉、加之汎論一出、海內爭瞬之、未半歲而公第二版、又遊南房北越等之各處、受優遇多、余快之、非無故也、(中略)然此一小愉快、不足爲自足也、唯夫不足爲自足、則宜自奮而勉之也、

明治十七年來りて、政治社會漸く無事の境に入る、蓋し民間の衰頹に因するなり、而して條約改正の問題漸く世上に空湧し、道路或ハ傳ふ、速に内地雜居を許さんとするの議ありと、先生之れを聞て曰く我邦人智未だ進まず、而るを今ま如し條約改正の成らんとに熱中し、緩急を辯するハなく、我カ民人を驅りて外人豺狼の巢穴に投し、却て其の我れに得る所ハ、治外法權の撤去と海關稅權の回復に非ずして、僅かに立合談判の方法と、稅額増加の考案とに止まるガ如くんバ、其利害果たして如何そヤ、思ふに當路其人に乏しからず、必ず斯の如きの失策をなさざるべし、然れども既に斯の如きの巷説を耳にす、吾人帝國臣民たる者、其の位置の砌に在ると、野に在ると、其の主義の改進なると、守舊なるとに拘泥して、安危の機を誤る可らざるなりと、即ち條約改正論一篇を著し、五月二十四日之を内務省に致して、板權免許を請ふ、故あ

りて果たさず、先生書を作りて之れを外務卿に呈せりと云ふ。

九月三十日先生東洋館に在りて、事を處す、俄然咯血す、即ち家に還り、膝に臥す、又た咯血す、醫師診して曰く是れ氣管支の流血なりと、是れより一月有半病を養ふて家に在り、此際立憲改進黨に一頓挫あり、先生意熱し、腸燃ゆるも、身體の動かす可らざるを奈何ともするなし、晨夜訪問の黨友と事を議し、頗ふる周旋する所あり、而して黨勢一變遷かに回復す可らず、先生終に病を以て、掌事の職を辭す、日記に曰く

明治十七年亦盡矣、此歲民間逼蹙、民有菜色、加之封建割居之風、漸復行、強藩人士之間、殆如忘有日本、又外之、則條約之改正未成、朝鮮之事未有所決、銀貨騰貴、紙幣下落、實不吉之年也、且秋來罹病、於是身不幸甚大、然天下之事、一身之事、浮沈無常者、理之當耳、有取則有成、不復要區々於一取也、宜銳意期大成於晚也、

此歲余不甚利社會、唯民法之骨之印行、或補万一、民法之骨之著、比國憲汎論之著、則苦心更多、蓋之骨之著、出自家之創意者最多、且涉獵日耳、曼諸家之說者、非余之易事也、然我邦未有具眼而讀書者、之骨著作之苦心、或不顯而罷、

明治十八年一月一日の日記に曰く、早起有一客來賀、談及時事、客曰、是歲是何等之年

歎余曰爲多事之歲可知、内之則民間之逼塞未通、而人心洶々、所在之民思亂、外之則韓京之變事未得其補償、而大使在外、干戈之事未保其無、真是多事之歲也、然多事未必有害國家、凡一國之禍害、莫甚於沈滯、沈滯則腐敗、腐敗則潰壞、物之常也、今見多事之兆、是如可浮揚之時也、吾人宜用意、而勉應其機也、但朝鮮之事、進退共遺害於我日本、是余所共憂也、蓋以今日之勢、謂之我邦欲爲東洋之盟主、則勢不可不制勝於此際、欲制勝於此際、則勢不得不張兵威、張兵威、是費國帑於死費、而養武人之跋扈也、雖然天下之事、未以之而止、吾人宜自勉也、二月に至りて日本外交論の著あり、又五月に至りて民間衰頽論の著あり、五月十日の日記に曰く、民間之困弊日々加、而政府(中略)一昨則布醬油稅則、菓子稅則(中略)乃決寄書伊藤山縣諸氏、促其救濟之意、於是始四海困窮論之筆、二十四日の日記に曰く、改困窮論、越民間衰頽論、十八日の日記に曰く、民間衰頽論稿成、一氣呵成、匆卒之筆、所未盡多、然此類之著作、不貴遲巧而善拙速、故不待滿我意而公之、二十八日の日記に曰く、寄民間衰頽論於伊藤參議(下略)七月二日先生復た咯血す、五日に再びし、十四日に三たびし、病日を逐ふて劇なり、而して幕中國憲汎論を校し汲々として怠らず、八月三十一日の記日に曰く、全校了汎論、明治九年起稿以來十有一年於此、嗚呼

余亦熱心於國憲之制定者乎、九月一日の日記に曰く、手製核肴、置酒賀國憲汎論之全成、三日の日記に曰く、汎論之印刷、逐次告成、此日咏和歌、代汎論下卷之題言、曰、

逢ひ見むと契ること、はのなかりせ、か、か、かりふかくもの、は、ふもはし、

二十一日の日記に曰く、國憲汎論下卷印刷成、十一年苦辛之結果、始表于世、余爲事、期必成、故有不便、則避之不得避之、則須停其業、以待便之至、再繼其緒、遂貫其素志、以是其或不必期早、唯耐久成就之耳、豈管著書然哉、于政治、于學藝、于商業、皆以斯主義終始也、爲余子孫者、宜繼其志、夫失望挫折、遂至自棄者、皆因期業於速成也、今以別語、謂余之主義、則在其力可及範圍、不斷執其業、積寡累少、遂大成其事也。

十月三日の日記に曰く、此日汎論上中下三卷合裝成、觀之、一握有餘、自知稱大著述不取也、欣然得句

積微雖半以遲迂、堪久大成終不愚、四十七章三卷策、自言我業小形模、

留客齋日記筆を本月八日に絶つ、爾後先生心事の變遷に至りて、編者の明りに之れを揣摩すべきに非ざるなり、本年十二月二十二日朝廷大に更革を行ふ、而して其大要の則ち汎論下卷行政の篇に説く所の如し、先生欣然として更に望蜀の意を表

せりと云ふ。十九年一月二日友人天野爲之先生と會す。先生慕上言語に艱み筆を執りて告ぐる所畧は如斯し。先生の病蓋し重し然れども當時未だ會て辭世の念あらざりしなり。而して同月十一日遂に溢焉。篋を易ふ。嗚呼悲哉。
先生既に逝く矣。親戚故舊之を聞て哀慟措かず。同月十四日遺骸を谷中の天王寺に葬る。先生享年三十有五。浮屠氏法號を贈りて願入院釋東洋居士と云ふ。

侍花
暖從
有海
朝三
屈指

數花期。未
到意。先期為
賦。墨。江。春色

侍
壬午之歲
小梓
題存書

著書之其
志
隨莊

右係先大人之道里。先人嘗告梓
曰。大丈夫不能當路行其志。則宜
著書。言其志。梓也。未能當路行
其志。則宜著書。言其志也。此書
之作。其意全在于茲。故全集此
七字。明所以原於先人戒飾之傳。
云。先人諱義興。字比鄉。號金水。

通稱勲志。隨在。其別號也。好文
善書。出佐宿毛之人。嘗唱義於元
治慶應之間。不幸中途而終。嗚呼
悲哉。明治十六年四月三日。東洋學人
小野梓謹識并書。

あひ見むと
契つことは
のちり契ハ

加はかり深く
ものほは思を
あつた

東洋生利の國會為命死
盡日二十餘年一日中遂不及
睹國言可然矣然國會
之實存於如東洋者若中
人自強不息之力東洋漢

何始哉語云疾波身之也
 亦稱讀此書者功也國
 志亦波東洋也呼東洋
 於是守君子
 明治二十四年十一月

大隈重信題

年田口元學書



再版國憲汎論序

嗚呼東洋與吾交非一朝之故。而今也則止。東洋夙慕立憲制。度之美。講究討論。殆無虛日。吾觀其志。蓋有所期于異日也。明治十四年。至尊下大詔。期議會開設於二十三年。於是海內

靡然。爭說立憲制度。然途聽途說。無得其要者。獨東洋以為徒說之。而不究其所以致美。焉能得舉立憲制度之美乎。乃繙歐米各國之書。詳其異同。判其得失。遂著一書。名曰國憲汎論。汎論成。未幾年。而東洋死矣。東洋

死。未幾年。而立憲制度興於我國矣。嗚呼東洋。不及見今日之美而亡。誰謂其志伸于身後。身後之志。豈東洋之所期于今日乎。悲夫項者。其書再上梨棗。嗚呼東洋。吾非夫人之為序。而誰為。

明治三十四年十二月仲有
五日

幅堂河野敏謙撰

竹俣小樊誠書

小野東洋を近世の倭才なり東
洋の期國せし討めも此の望に國憲
汎論の大著述乃みならんや國
憲汎論の著述に帝立憲法教
育のあふ存りて東洋の教養せし所

乃七此多々帝國憲法公布の後
 子存り而て東洋帝國憲法の存
 布を賭かるに及ばざりて漸く其
 意を察するに如きもの有りんや
 國憲此論を世に以て其意五

版を刻せんと欲して其意を察
 洋の存の如く其意此論のみより
 子至らんを以て

明治廿五年四月

前編 密序

再刊國憲汎論序

嗚呼東洋小野梓君歿して此は數年東洋有爲の才を懷
き之を世務に施さし及ばずして逝く其行實を聞く者
皆此人の爲に悼み又世の爲に惜む況や交誼十年予の
如き者に於てをや東洋小少より經綸の大志を懷き其
英國に航して歸るや同志と相計り共存同衆を設けて
演壇に氣焰を吐くと數年同衆の勢力社會の氣運と共
に變遷をるに拘らず終始盡力して已まざりしは東洋
あり明治十五年改進黨の組織成り明年専門學校起る
東洋皆與りて力あり東洋資性勤勉世事に學業に慈々

として少を休まず、而して蒲柳の質、其志に副はずして早世す、蓋し其早世の過勞よると雖、憂世は念中、炎として、之を促せしもの歟、東洋立憲の制度を我國に建つるを以て、畢生の志願と爲す、其共存雜誌載る所の諸種の文、改進黨集會に演じる幾回の説、皆其志状徴をべく、而して國憲汎論乃一書、最苦心に存する所を見るに足まり、東洋の才と志と此の如くにして、國憲の實施を見るに及ばずして歿す、敢悲むべきあり、予は嘗て共存同衆に居り、改進黨員に列し、又専門學校創設の議に參して、其志を以て東洋の人とあるを知り、又其志を知りて、嗚

呼東洋逝くと雖、其社會に盡せる者、決して逝らざるあり、衆議院議員専門學校講師高田早苗、天野爲之等諸兄は、東洋の親友あり、頃者同志の人々と相計りて、國憲汎論を再刊し、東洋躬國憲は實施を見るに及ばずと雖、其嘗て事を共にせし友人、議院に入る者少らむ、是を其志、友によりて伸ぶるに非ずや、其心血を瀝する著書、代議政体の時期に再刊せらるる是を其説、書に在りて行むるに非ずや、而して改進黨専門學校、亦皆今日に盛なれば、東洋の志業、遂に永く朽ざるなり、嗚呼東洋、以て瞑をべくして、友人も亦少く慰むる所あるに庶幾あらん

明治廿四年十一月

島田三郎

國憲汎論の巻首小書す

世の亡友小野君に服する者概其才學を稱す而して予の最も其熱心勉強に服す今を距る十三四年前予始めて君を湊上橋場村に寓居に訪ひ其洋書和漢書官文書簿冊を亂攤したる中一端坐し客を其傍に延いて談話し而して話頭閑事に涉らざるを見て心竊し其勉強に服す當時君太政官の劇職に當り事務鞅掌虚日あるとなし官衙赤坂假皇居の中に在り寓を距る三里許にして朝夕往復多し時を費すを惜み車上常に書を読み寸刻も手を離さず予之を聞き益す其勉強に服す無幾

十四年の政變に遭ひ尋て改進黨の掌事となり又書舖東洋館の主人となり公務私事繁劇匆忙の間と雖も暇あきも必ず汲々書を読み兀々筆を揮ひ殆んど一種の習癖を成して自ら己む能はざる者の如し其重患垂死に及びても猶ほ枕邊に列する所樂壇唾壺筆硯書籍及著書稿本の外一物を交へず又褥中讀書不便なる所は屈伸机改造し或も坐讀し或も卧讀し蒼顔骨立氣息力おき時に至るまで未だ嘗て一日も書状廢せず君の勉強概ね此の如し宜なり公私繁務の中に於て綽々々々て此の如き大著述を出しとると然れとは是唯勉強の

一斑のみ其政事上に於る勉強の更み甚し君乃改進黨掌事とあるや或は黨員及有志に應接し或は地方を巡回し或は新聞に或は演説に苟も機會あれば必ず進て持論を發表して倦まず其反對論説に遭へも必ず辯難問答意欲悉さ、れも已ます予十餘年前血氣旺盛假借する所甚た少く往々君と論難し互に面赤を發し口沫を飛すに至る今や是編に對する毎に怙として音容猶や目に見るを覺ふ抑も君が一代の苦心經營唯此に立憲政治に在り而して未だ其行ゆる、を賭るに及ばざりし獨り此に遺著を傳ふ豈悲しからむや然るを雖

も熱心君の如き者をして今日に在らしめ親しく議會
小列らるるを又選舉の騷擾彼れが如きものに遭はるる
果して之れ何と謂ふ嗚呼君が今日の事を賭る小及
まざるも豈幸り抑も不幸り

明治二十五年四月

木堂居士犬養毅

欠

MISSING

第五版國憲汎論序

民情一新、漸く專制の施治は倦み、切は立憲の制度を思ふ。此際學士論客の國會論を唱ふる者尠あるらざりしと雖も、多くは皆を大体論に止り、更に歩を進めて、實行の方法を論究する者の極めて稀れを望み、甚しき其志望を達する所以を知らずして、茫然たる者ありき。亡友小野梓君は、夙に國政の改良を以て自から任する者、深く意を實行の方法に注ぎ、孜孜汲々、博く涉獵して、歐米諸國の制度を講究し、細かに其利害得失を考覈し、十年の辛苦、遂に一大奇書を成せ、國憲汎論是れなり。此書の

出る人をして暗夜燭を得たるの思あらしめ、當路者の以て憲法制定の参考に資し、國民は依て講究の材料を得たり。惠とる實に大ありと謂ふべし。今や憲法成り國會開け、纔かに立憲政体の形を成すと雖も、立憲政体の素と複雑ある機関に屬し、簡單ある専制政体と同日にして論す可きにあらず。故に憲法を維持して、其運用を確かにせんを欲すれば、更に深く講究する所ある可らず。而して國憲汎論に復た此講究に緊要ある資料を供せし。苟くも立憲政体の完備を冀望する者の、請ふ此書に就て講究を懈らされ、則ち當代國民あるは責任を

完ふするに於て、蓋し餘師あらん。

明治廿五年四月

箕浦勝人

再版國憲汎論序

亡友小野君東洋慷慨義烈にして、精悍勤勉。日夜國事に奔走するの餘暇、廣く讀み、遠く稽へ、刻苦砥礪、以て此大著を出せり。議論周到にして、考證該博、其説く所一として、國家經綸の針線、非ざるはあらず。東洋此大著を遺して、遠逝せるの後、ち數年、憲法領布せられて、四民皆お其恩澤に浴す。嗚呼東洋、其身死せりと雖も、其論漸く實行の端を發けり。只だ恨らくは、東洋をして生きて、此盛時に際會し、正色莊言、以て聖明の徳政を翼賛せしめざるを。今、遺著の再刊に際し、往事を追懷して、愴然たるも

の之を久ふす。

辛卯末秋

學堂居士謹識



唯知有國不知身。東洋先
生。是何人。足跡遠及九萬
里。眼光橫掃三千年。四座
雄談捲風日。一枝健筆挾
波瀾。名臣遺裔。商產名士。將

門出將非徒言一朝廢卷
 登題要欲整綱紀張國權
 何知肚皮不合世石磊落
 遭官長嘆自言男兒不得
 志宜英奇書期不刊柱冠

早作閉門計博綜今古三
 考完國憲之論民法骨一
 篇每出快觀先方今天下
 屬草創百放王政競維新
 聖主早下立憲詔以定制

夜光煥然惜夫未及見其
 盛一旦圍同舉七憐吾亦
 与君同臭味一見如故傾
 肺肝越山千里風雪返墨
 堤三月鶯花春雲龍角逐

氣爭雄天酒才歡情尤真
 曾遊田首忽夢寐何圖哀
 雁傳山步嗟乎先生今逝
 矣斯文斯道同誰論已興
 其才奪世美是死無由問

蒼天何况廣陵散長絕涕
 淚空濕伯牙絃嗣君去秋
 罹肺患嘔血不已志愈望
 自志一病終不起猶能抽
 筆易養苟寸心所期在

千古定論終悔今蓋棺破
 當風宜夜蕭索子抹錢香
 奠送扁想見經常悽悽苦
 燈火於將齋精神嗚呼男
 吹在世必有用功名何必

畫麒麟。文章補翼明世治。
 著書如美奇功勳。男必至
 此死可笑。天壽何傷
 焉。君不見中將忠勇世無
 匹。赫奕至今。照簡編。卓爾

文章能報國。乃與乃袒武
 勳。同一傳。

亡友東洋著國憲。汎論再刊。日在
 近書肆。博文堂主人徵予序。予
 頃者塵事。蝟集不暇。搢思而督
 促。日急。乃錄悼東洋舊製一

篇代序與之

明治辛卯十月

韜菴學人吉田熹題



國憲汎論第五版序

余天下の士と交る少あらざ然れども其學其識真に余を
 して感歎せしえたるもの未だ小野東洋先生の如きにあ
 らざるあり先生一問題の起る毎に必ず一家の定論あ
 りて而るも其論周匝正確貫く其の特有の識見を以て
 す人の概然先生の才學を稱すと雖とも余が最も敬服す
 る所の先生の識見に在り

國憲汎論の先生の憲法意見あり其議論の雄大にして考
 據の該博ある世間此類の書多きも未だ之れに比すべき
 ものあるを見を其の帝國憲法發布以前の著述あるを拘

らず帝國憲法發布以後ふ於て第五版を刻するの盛を見るを乃蓋し偶然よあらざるなり
熟く方今の政治社會を見るよ曰く豫算曰く鐵道曰く地租曰く國防曰く法典政治問題の多き未だ嘗て今日の如きいあらざるなり若し先生をして猶世ふ在らし免此等の問題ふ就き其の蘊蓄を吐かしめば國憲汎論の如き大著をおす蓋し幾篇あるを知る可らむ然り而して今や先生亡し悲夫

明治廿五年四月

友人岡山兼吉謹識

國憲汎論序

大丈夫不能當路行其志則宜著書言其志とい故東洋先生の先考が常に先生を戒飾せる語を呈と。蓋し國憲汎論の著作は先生が夙夜此語を服膺せるの結果と謂ふべし。實は專制時代の志士の當路以て其志を行ふよ非ずんは著書以て其志を言ぬは外滿胸の經論を人ふ示し世に現はすの術無し。然れども立憲の世も之に異おれり。帝國議會開設の後も自ら路に當るよ其所志を行はざるも議場ふ意見を發表し他を去てこれを實行せしむるの途綽然と去て存するあり。而して先生れおの時期の至るを俟ちこれ

機會の達せんと欲望まれたるの帝一日千秋のまならず。乃ち歌て曰く欲暖猶寒節序遅朝々屈指數花期花期未到意先到爲賦墨江春色詩。然る小天先生小年を假せず先生をして行政の局小當りて其志を行ひ立法の員小備りて其志を言ふを得せまをせず。帝國憲法發布小先つと三年帝國議會開設小先つと四年。乃ち一部に國憲汎論を吾人小遺りて溘然隔世の人となりぬ。誠に痛惜に勝へざるあり。詩人バイロン其友ホワイトの死を悼む此句に曰く

“Oh, what a noble heart was here undone,

When Science self destroyed her favorite son!

’Twas thine own genius gave the final blow,

And helped to plant the wound that laid thee low.”

吾人も亦先生の爲に此句を誦し、憮然たらざるを得む。然れども著作の不朽の事業國憲汎論の不滅の著作あり。東洋先生の芳名はこの著あるによりて永く國民に記憶せられん。エドモンドボルクの英國の名士あり。其雄辯高談嘗てウエストミンストルの堂上堂下を震動せしめたるの事蹟は史家の青冊に載せる所なり。然れども吾人の今や其言容の万一がも彷彿する能はむ。唯吾人がボルクのボルクたる所以を識るは偏に其文集の今日に存するに因るのみ。東洋先生學問淵博辯舌莊麗。酷だボルクに似たり。而して彼の如く縦横其辯を國會場裡に振ふ能はむ。

りしを千載の恨事なりと雖も。この名著の世に存するあり以て吾人欣して永く其人を欽仰せしむるあれば則ち先生以て瞑をるも足らん歟。況んや其勤王論條約改正論等雄大壯烈なる演説は永く後進をして感奮せしむるも足り而して其一大政黨と一大學校との創立に關する功績は遠く百世に垂れて磨滅せざるも於て或や然らば則ち吾人の徒に先生の不幸短命を弔せしめて可なり。頃日書肆博文堂國憲汎論を再刻し以て序を余に請ふ。余先生と舊誼あり敢て數言を陳べて聊ら追慕の意を表せんと云爾

明治廿五年三月廿二日 高田早苗謹識

國憲汎論再版附言

- 一 舊版ノ汎論上卷既ニ頒布盡シ猶ホ人ノ之ヲ索ムルアリ爲メニ著者ヲシテ再ビ之ヲ印行スルノ意ヲ決セシム
- 一 書中ノ論說一切増減ヲ爲サスニ舊ニ仍ル但舊版ノ誤植ニ係ルモノハ一之ヲ訂正ス
- 一 鄙著ノ通讀ヲ辱フスル者問フ質疑ヲ郵致スル者アリ是レ著者ノ好ミスル所ニシテ既ニ一之ヲ答フ向後鄙著ヲ讀ム者ニシテ猶ホ質疑ヲ要スルアラバ其垂問ヲ答セスシテ可ナリ

明治十六年七月

著者 識

例言

- 一 本書ハ學人ノ一家言ニシテ政黨ノ持論ト相關セズ
- 一 本書舊ト二十有一卷アリ今縮刷シテ上中下三卷ト爲シ之ヲ公ニス
- 一 本書ハ明治九年五月ヲ以テ其稿ヲ起シ本年八月之ヲ落成ス
- 一 洋外ノ國名若クハ地名ハ字旁ニ施スニリナ以テシ其人名ハ之ニ施スニ一ヲ以テス但普通ノ國名等ニシテ世人ノ熟知スル者ハ必シモ之ヲ施サズ

明治十五年十二月

著者 識

國憲汎論上卷

目錄

第一章

發端

本篇ヲ著作スル趣意

國憲ノ意義

其不當ナルニ拘ハラヌ國憲ノ文字ヲ用非ル趣意

其必須ナル所以

泰西國憲起立ノ醜態

本邦國憲發生ノ美妙

第二章

本邦ノ憲法史ヲ溯源ス

神代ノ集議

神武天皇定都ノ詔

崇神天皇ノ大詔
 仁德天皇ノ聖詔
 聖德太子十七憲法
 大化二年二月ノ勅詔
 八省等ノ設置
 維新ノ誓詔
 慶應丁卯ノ革制
 太政官日誌ノ刊行
 明治元年ノ改制
 明治二年五月ノ改制
 藩制ノ奉還
 新律ノ頒付
 廢藩置縣
 三權分立ノ端緒

○

議院憲法
 八年四月十四日ノ大詔
 府縣ノ會則
 內閣ノ分離
 十四年十月十二日ノ明勅
 第三章
 各種ノ政體ヲ約論ス
 政治ノ三體
 合衆政治
 其實際ニ行ハレ難キ所以
 寡人政治
 其得失
 獨裁政治
 其得失

三種ノ政體ヲ合併スルハ實ニ於テ行ハレサル所以
代議政治

代議政治ノ本邦ニ實行スルヲ得ル所以

皇統ノ綿々ヲ萬世ニ保持スルノ上策ハ代議政治ヲ必行スルニ在ル所以

第四章

立憲ノ大歸旨

國ノ國ニ於ケル本務

人生ノ三大要事

活度

富周

平等

三大要事ト保固トノ關係

立憲ノ大歸旨ヲ全フスル方便

官職ノ應當

官職應當ノ三原質

德義

聰明

勤勉

聰明ノ二別即チ學識果斷

主治者ノ德義ヲ勸ムル要訣

主治者ノ聰明勤勉ヲ勸ムル要訣

第五章

國土ノ位置經界

國郡ノ區畫

區畫ノ粗大並ニ密小ノ弊

次等區畫ノ制

行政司法ノ區畫ヲ同フスル利便

古ノ郡制ニ復スルノ非

第六章

有國ノ全權即チ主權

其意義

其無上無限

其所在

五派ノ説並ニ其當否

其國人ニ在リテ時ノ主治者之ヲ持維スヘキ所以並ニ斯説ノ本邦ニ適用スルヲ得ル所以

第七章

皇室ノ特例ヲ叙ス

皇統一系ノ大憲

皇位繼承ノ典故

男統ヲ貴トヒ給フ典故

皇女登極ノ典故

定策ノ典例

天皇三后皇太子及ヒ皇族ノ尊嚴

皇室ノ供御

海外諸國ノ典例

第八章

民人ノ自主ヲ約論ス一

自主ノ意義

本身ノ自主

保釋

刑事ノ審問並ニ國事犯

本身ノ自主ニ關スル泰西各土ノ憲法

第九章

民人ノ自主ヲ約論ス二

交通ノ自由

著書ノ檢閲

信書ノ秘密

動行ノ自由

安心ノ自由

國教定置ノ非

交通以下各種ノ自由ニ關スル泰西各土ノ憲法

第十章

一三七

民人ノ自主ヲ約論ス三

財産所有ノ自由

請願ノ自由

政治ノ公開

法律ノ無上付リ法律ノ告示

財産所有以下ノ自由ニ關スル泰西各土ノ憲法

第十一章

一五九

民人ノ自主ヲ約論ス四

課税

兵役

課税兵役ニ係ル泰西各土ノ典例

民人自由ノ表明ヲ無用トスル説並ニ辨

第十二章

一七三

本邦古代ノ民權ヲ溯源ス

民權ハ古來本邦ニ存セシコト無キ乎

或説ノ非

中古民權ノ存セシ考

政事ヲ議スルノ自由

國士ノ氣象

民人ノ自重心

民人ヲ待ツノ厚カリシ證

日本國民タルノ榮譽

收斂ノ防禦

法律上ノ安固

申訴ノ二柱

地方官侵掠ノ防禦

集會信仰ノ自由

武門政柄ヲ執ルノ時ト雖凡民ノ爲メニ吏ヲ置クノ理ハ湮滅セザリシ證

第十三章

本邦現時ノ民權ヲ列叙ス

維新後民權ノ實況

言論自由ノ端緒

治罪法ノ制定

奴隸ノ解放

平等ノ權

財產所有ノ權利

信仰ノ自由

爲兵ノ榮譽

法庭ノ待遇

參政權ノ前驅

言論ノ檢束

罪囚ノ保釋

地方ノ參政權

自證自罪律ノ改正

政談集會ノ檢束

請願ノ權

新刑法新治罪法ノ布告

第十四章

政權ヲ論ス

政權ノ難説

非三大政權

政權ノ七大原質

政柄分掌ノ必須

政柄總合ノ非

慈刺陳盧騷龍句李拔孟的斯鳩威佛土兒ノ所説

第十五章

政柄ノ所在ヲ論ス

非三大官職

四大官職

政本職

議政官

行政官

司法官

三官鼎立説ノ非

立法官ハ全能ナルヘカラス

四大官職ノ定分

泰西各土ノ實例

第十六章

本邦三官職ノ近狀ヲ叙ス

立法ノ官職

行政ノ官職

司法ノ官職

三官職ノ關係

各廳ノ太政官ニ於ケル狀況

判事ノ獨立如何

國憲汎論中卷

目錄

第十七章

政本ノ職ヲ細論ス

政本ノ職權

議政官ノ撰舉ハ小事ニ非ラサルヲ辨ス

國會解散ノ權ハ行政官長ノ專掌ニ歸スヘカラスル所以ヲ辨ス

何者カ能ク政本ノ職ニ當ルヲ論ス

辨端ノ所說

本邦ニ在テハ天皇ト人民ト之ヲ分掌スヘキヲ論ス

宇兒聖ノ駁論並ニ辨

第十八章

議政官ヲ細論ス一

議政ノ職權

其長上ナル所以
其定分

誰レカ其柄頭ヲ執ル
泰西代議政治ノ沿革
代議政治ノ本質効用
泰西各土ノ實例

第十九章

議政官ヲ細論ス二

議院ノ單複

一局議院ノ利害

二局議院ノ利害

辨端該惠須沙兒蒙良瑪陳佛蘭麟亞當士乾德小彌兒李拔宇兒聖諸家ノ持
說

二派所論ノ比較

二局議院ノ利
辨端

第二十章

議政官ヲ細論ス三

二局議院ノ組織

上院ノ組織ヲ論ス

上院ノ組織ニ關スル七種ノ論說

其得失

上院ノ組織ニ關スル歐米亞蒙各土ノ實例

第二十一章

議政官ヲ細論ス四

上院ノ特務

行政參與ノ特權

司法干預ノ特權

官吏職務罪ノ審判

歐米各土ノ典例並ニ其批評

職員ノ撰任

歐米各土ノ典例並ニ其批評

第廿二章

議政官ヲ細論ス五

下院ノ組織ヲ論ス一

下院ノ組織ニ係ル八種ノ問案

撰舉權ノ有限無限ヲ論ス

普通撰舉ノ得失

其二様ノ弊害

有權撰舉ノ要須

品等表章ノ三要

年齒

財產

藝業

歐米等諸洲ノ典例

第廿三章

議政官ヲ細論ス六

下議院ノ組織ヲ論ス二

撰舉ノ法規

歐米慣行法ノ多弊

多少兩數ノ併撰

六種ノ考案

立限投票法

積聚投票法

名籍投票法

中意投票法

代作投票法二種

候補喚名ノ得失

第廿四章

議政官ヲ細論ス七

下院ノ組織ヲ論ス三

直撰間撰ノ得失

辨端乾德小彌兒李拔ノ所説

歐米各土ノ典例

英國暗密投票ノ成例

第廿五章

議政官ヲ細論ス八

下院ノ組織ヲ細論ス四

議官ノ品等

財産ノ品等ヲ要スルノ非

行政官吏ヲ除去スルノ不要

海外各土ノ典例

議官在職ノ期限

其長短ノ得失

改撰ノ方法

海外各土ノ典

重撰ヲ許スノ原理

議官ノ員數

海外ノ典故

第廿六章

議政官ヲ細論ス九

下議院ノ組織ヲ論ス五

代議官ハ一地方ノ代人ナル乎將タ全國ノ總代ナル乎

四大家ノ所説

泰西各土ノ典例
代議官俸銀支給ノ得失
小彌兒、宇兒聖ノ所論
歐米ノ典例

第廿七章

議政官ヲ細論ス十
下議院ノ特務
金錢ニ係ル議案ノ起草
政務官公罪ノ彈劾
辨端ノ所說
徵兵ニ係ル議案ノ起草
議長專任ノ制
議院ノ自撰ヲ要スル由縁
上來數項ニ係ル各土ノ典故

第廿八章

議政官ヲ細論ス十一
兩議院ノ通權ヲ論ス
議案起草ノ權
發論ノ自由
拿捕糺治ノ免除
撰舉ノ當否ヲ監査ス
議則ヲ自定ス
歐米各土ノ典例

第廿九章

議政官ヲ細論ス十二
議會ハ會期ヲ立ツヘキ乎將タ永設ナルヘキ乎
議會ノ議事公行ナルヘキ乎將タ隱匿ナルヘキ乎
歐米各土ノ典例

第三十章

議政官ヲ細論ス十三

會議則ノ原理ヲ釋ス

會議ノ十不便

開議ノ時刻

議官ノ登場

始議ノ員數

議長ノ撰舉

六種ノ約束

議案發議修正ノ宣布及ヒ其收斂

討議ノ順序

修正ノ六種

可否決ノ表明

可否ノ決定

委員ノ撰任

第卅一章

議政官ヲ細論ス十四

制可ノ權

訂約ノ權

開戰ノ權

諸大家ノ所說

海外各土ノ典

國憲汎論下卷

目錄

第三十二章

行政官ヲ細論ス一

行政ノ職權

行政官ノ聯雙及ヒ單獨

單獨ノ利便

誰レカ其柄頭ヲ執ル

海外諸國ノ典例

首長ノ九大職務

施行ノ職

指揮ノ職

任叙ノ職

免罷ノ職

兵馬ノ職

報告ノ職

囑附ノ職

起議ノ職

統計ノ職

第三十三章

行政官ヲ細論ス二

宰相ノ撰任

宰相負責ノ緊要

内閣ノ意義

内閣ヲ組織スルノ二様

英國内閣更替ノ實況

誰レカ内閣員ニ當ル

泰西各土ノ典故ヲ釋ス

參議院樞密院不要

本邦内閣當時ノ實況

第三十四章

行政官ヲ細論ス三

行政ノ部分

其一定シ難キ所以

辨端彌兒等ノ所說

政務ノ分類

八省ノ分置

歐米各土ノ典例

第三十五章

行政官ヲ細論ス四

本邦置省ノ權與

中古ノ八省並ニ其所掌

中古ノ八省ト今時十省トノ對照
相門武家ノ制

維新以後置省ノ沿革並ニ圖表

諸省ノ變更ニ就テ政治ノ變進ヲ觀察ス

諸省位置ノ變換

第三十六章

行政官ヲ細論ス五

政務官ノ責任ヲ論ス

賞罰執レカ任責ヲ督スルノ要具ト爲ル

懲戒ノ法

本邦支那ノ制度

泰西ノ兵例

執政ヲシテ議院ノ議事ニ參セシムル得失

泰西ノ典例

事務官任免ノ大則ヲ論ス
本邦ノ慣例ヲ叙ス

第三十七章

司法官ヲ細論ス一

司法官ノ職權

公義ノ意義

四大家ノ說

其未精

廣狹ノ二義ノ

司法官ノ位置

司法官ノ獨立

誰レカ其柄頭ヲ執ル

獨立不羈ノ法官之ニ當ル

泰西各土ノ典例

司法官構成ノ新案

第三十八章

司法官ヲ細論スニ

法官撰任ノ四法

其得失

諸名家ノ説

一人專ラコ之ヲ撰任ス

一人之ヲ專任スルモ一定ノ規矩ニ據ルヲ要スル所以

法官タルノ品等

誰レカ之ヲ撰任ス

新考案

泰西各土ノ成例

法官進退ノ制

終身ノ守職

老廢退職ノ制

法官俸給ノ定制

各土ノ成例

第三十九章

司法官ヲ細論ス三

法官ノ任責

法官ヲ彈劾糾治スルノ制

各土ノ成例

法官ヲシテ立法官ヲ兼攝セシムルノ利害

陪審官ノ意義

其起源並ニ沿革

陪審官ヲ置クノ利弊

其弊害ノ矯正

陪審官撰舉ノ法

陪審官ノ員數

准陪審官ヲ論ス

各土ノ典例

檢官ヲ論ス

裁判所ノ構成

法庭ノ常開

第四十章

司法官ヲ細論ス四

本邦司法制度ノ沿革ヲ叙ス

上古ノ制

天武天皇ノ英斷

太寶ノ律令

中古司法ノ構成

北條氏ノ制

徳川氏ノ制

維新以後ノ沿革

第四十一章

會計ノ事ヲ論ス一

會計ト政治トノ關係

歲計ノ豫算

歲計ノ決算

租稅ノ賦課

國債ノ募集

會計ノ檢査

泰西各土ノ成例

第四十二章

會計ノ事ヲ論ス二

本邦古今ノ沿革ヲ叙ス

中古ノ制

徳川ノ制

維新以後ノ沿革

第四十三章

兵力ノ事ヲ論ス

養兵ノ已ムヲ得サル所以

募兵ノ四大別制

定族就役ノ制

隨意應募ノ制

限男服役ノ制

國民皆兵ノ制

其得失

徵募法ノ議定

各土ノ成例

本邦古今ノ沿革ヲ叙ス

第四十四章

地方政治ノ制ヲ論ス

中央把總、地方自治ノ二制

地方自治ノ四利

中央把總ノ弊

地方自治ト封建割據ノ異別

地方政府ノ權限

其中央政府ニ於ケル關係

地方議會

地方官

郡區町村會

郡區戶長

泰西各土ノ成例

第四十五章

地方政治ノ制ヲ論スニ
 本邦古今ノ沿革ヲ叙ス
 古代國造封立ノ略史
 中古郡縣ノ制
 京職津職太宰府諸國ノ權限
 天慶以後ノ情況
 源氏北條氏ノ制
 徳川氏ノ制
 府藩縣ノ三治
 廢藩置縣
 府縣會ノ設置
 府縣會ト府知事縣令トノ關係
 地方稅權ノ制限

區町村會

第四十六章

憲法制定及ヒ修正ノ方法ヲ論ス
 憲法制定法ノ二種
 國約欽定ノ稱謂
 我邦ニ在テ憲法ヲ欽定スルノ豫備法
 英米等三國ニ在テ憲法ヲ制定セシ順序ノ略史
 憲法ハ修正スルヲ得ルモ其變更ヲ得サル所以
 憲法修正ノ方法
 各土ノ成例

第四十七章

立憲國民ノ具備スヘキ六質ヲ論ス
 獨立自主ノ精神
 愛國ノ公心

多數ノ所決ニ聽從スルノ氣風
 政治ノ改良前進ヲ謀ルノ性質
 方便ト手段トニ依テ社會ノ事ヲ處スルノ性格
 憲法ヲ固執スルノ實力
 結言

國憲汎論下卷目錄 大尾

引用外國人地名便覽

是班牙(三三五頁ヲ見ヨ)	八頁、九八、九九、一一五	埃家(埃斯陳ニ全シ)	六三 (六四、七二)
約翰王	八 (一一三、一二五)	虞魯處須(又々虞魯神亞斯ト)	六七
雅典	三一	弗計兒	六七
希臘(ヘレネ)	三一 (三二七)	蒲別	六七 (六八)
親刺屈斯頓	三二 (三七四)	斯孝乃雜	六七
維廉三世	三七 (三八)	爾安若盧騷	六九
巴黎(巴里)	四〇	盧騷(ジャン、ジャク、ルソー)	六九 (三二、三三、三九)
辨端	五〇 (五一、六九、七〇)	亞慕斯	七一
西伯里(シベリア)	五五	義象	七二
瑞士(スイツルランド)	五六	宇氏(宇兒聖)	七七
埃斯陳(英人)	六三 (七一、一〇三)	曾比亞王家	九六
宇兒聖(米人)	六三 (六五、七二、七三)	白耳義(ベルギ)	九六 (一一五、一三五)

禮遠保兒	九六	加兒多士府	九八
丁抹	九六 (二二六)	荷蘭	九八 (二二六)
布列的曆	九六	意大利(伊太利ニ全シ)	九八
龍動	九六	亞兒保無蘇	九九 (七一)
丁國(デンマルク、丁抹ニ全シ)	九六	葡萄牙	九九 (二二五)
路易	九六 (二二五、二三五、)	魯細亞(又魯西亞)	九九 (二四九、二六六、)
路世蘭(ルーナル宗)	九七	保兒	九九
日耳曼(獨逸)	九七 (二五二)	彼得	九九
那破烈翁	九七 (二五二)	亞歷山第一世	九九
李魯西(プロイセン)	九七 (二二五、二二三、二二五)	巴西	一〇〇
巴威畧	九七 (二七六)	孟得斯鳩	一〇三 (三三三、三三三)
朔遜	九七 (二七六)	巴禮	一〇三
瑞典	九八 (三三二)	李拔(リーベル)	一〇四 (二一九、一四六)
諾威	九八 (三三二)	荏都翁士	一一三 (二四三、二七九)

查列斯第一世	一一四	亞當須美須	一五九
維廉馬利(英王及其后聯立)	一一四	須美須(アダム、スミス)	一六一
李魯士(李魯西ニ同シ)	一一四	希臘教(ロシア教)	一九七
「ヘーピアス、コルハス」	一一七	顯士陸顯理	二〇三
「ヘーピアス、コルハス」ノ誤	一一七	顯理(パトリク、ヘンリ)	二〇三
摸那波的	一一三	慈刺陳	二一一
夏無田	一三七	盧騷(マヌ盧騷(盧騷ニ同シ六)	二二二
歷山王(アンキサンデル)	一四〇	龍句	二二三
土耳其	一四九	威佛士兒	二二三 (三三三)
魯西亞(魯細亞、九)	一四九	亞刺斯(刺ハ利)	二二七 (六七二)
那勃烈翁(那勃烈翁ニ同シ)	一五二	久禮天	二三四
亞弗利加	一五三	須波多(五四三頁)	二三四
「希伯來人」(希伯來人)	一五六	孟氏(モンテスキウ)	二三六
猶太(シユデア)	一五六	華聖東(米大統領)	二三七

四

亞撒(米大統領)	二三七
武兒無	二四三
愚刺士斯頓(三二九頁)	二六八
善福波	二六八
鴻句	二七四
小彌兒(シヨン、スチ)	二七四(三二四、三二五)
伊太利(意本利)	二七六
海斯(ハツセ)	二七六
忠頓(ドイツ人種)	二七七
查列曼(シヤルルマン)	二七七
魯仁米士(ランニミード)	二七八
琳閣倫	二七八
威美須士兒(ウエストミ)	二七八
顯理第二第三	二七九

亞瓦良	二八〇(七二二)
加須知流	二八〇
比利弗拉邊兒	二八一
暮仁不威須	二八一
路易(十世ヨリ十六世マテ)	二八一
道敏	二八一
弗列韻	二八一
弗魯連斯	二八一
志須門智	二八一
須天倫	二八四
亞邊該惠須(アッパ)	二八九
該惠須(シエーエ)	二八九(三三三)
佛兒家	二八九(二九〇)
佛來須	二八九

五

長瑪陳(ハハノ誤)	二九〇
馬魯士	二九〇
佛蘭麟	二九〇
邊西威業	二九〇
亞登士(米大統領)	二九〇(二九二)
乾德	二九〇(二九二、三二二)
阜爾治亞(ウヰルガニマ、マタ)	二九一
迦世兀登堡	三〇四
拉白禮	三一八
埃地利	三一七
匈牙利	三三八
吳呂茶	三三八
須瓦慕仁亞	三三八
土蘭志兒邊尼亞	三三八

羅瑪尼亞王國	三二八
塞爾維侯國	三二八
維也納(塊都)	三二八
瓦兒田堡王國	三二九
禮布爾處(ライブチロ)	三二九
防泉	三二九
巴敦公國	三三〇
布禮堡	三三〇
魏善大學	三三〇
漢堡	三三〇
蘇格蘭	三三五
虞禮侯	三三八
馬爾保穩侯	三三八
比爾(ロバルト、ヒール)	三三八

武來德	四一一	英倫(英國ヲ謂フ)	三七六
羅該兒伯	三三八	美良房	三八一
白爾米兒須頓氏	三三八	句禮句	三九〇
馱兒備韋侯	三三八	約翰羅是侯	三九〇
治須禮利氏	三二八	馬經留	三九一
虞良士須頓氏(二六八頁)	三二九	摩亞該兒	三九一
平智共和國	三三〇	必沙亞	三九二
加拿陀	三三〇	刺也阿	三九三
聖土美無毫	三三三	邊也阿	三九三
亞兒傳	三三五	法思德	三九八
西班牙(八頁ヲ見ヨ)	三三五	安士利	三八八
「諸威」ハ「諾威」ノ誤	三三八	白禮(拉白禮ヲ見ヨ)	三九八
邊兒坊	三六八	勢能兒	四〇一
利波弗兒侯	三六八	新約克	四一〇
	(三二二)		
	(三三六)		
	(三三三)		

倍加利亞(五二五頁ヲ見ヨ)	四二一	魯日須智(ルギスタ、會)	五四一
老彌兒(シエームス、ミル)	四二七	雄志尼(ユウス、井)	五四一
必的	四二九	昆曾兒	五四一
小必的(ウキリアム)	四二九	弗利士兒	五四二
坤德	四三〇	美乃兒	同
比兒禮	四三〇	泉曾兒	同
波刺謨	四三二	都利備雲	同
亞善多陰	四三二	須巴太(須波多ニ同シ)	同
墨斯哥	四五五	甸魯兒謨	五四四
佛刺東(希臘哲學者)	五二五	威都	五四六
西世驢	五二五	乾佛兒	五四六
頗斯德烈	五二五	羅意那破烈翁	五四七
邊加利亞(倍加利亞ニ同シ)	五二二	必山謨	五五二
亞昆	五四〇	彌兒頓	五五二
	(六七二)		

「頓理」ハ「頓理」ノ誤	五六一
波隱	五六一
比斯馬爾克	五七二
關葛該兒	五九〇
瓦德	五九〇
斯邊瑣	五九九
虞良舍漢 (ダレシヤム)	六〇〇
龍陣具	六〇一
虞魯智亞斯 (六七頁)	六七二
韓德	六七二
刺旬 (刺ハ刺ノ誤)	六七七
傑里烈遠 (ガリレヤ)	六八八
洽美兒頓 (米人)	六九六
「洽羊須頓」ハ「洽美兒頓」ノ誤	七〇八

武廊洽無 (ブルーム)	七二四 (七二八)
蘭具旬兒	七二四
魯美利爲	七二四
馬鴻禮	七二四
斯士利	七二四
葉兒單	同
曾兒年	同
刺旬 (ラテン語)	同
諾曼	七二七
羅瑪 (羅馬ナリ)	七二七
「弗利上兒」ハ「弗利士」(五四二)	七二七
茶多謨	七二八
葉兒斯金	七二八
馬麥韓	七六七

世匿	七六七
羅意 (路島ニ合シ)	同
碧柳	同
涅傑爾	七七一
「有拔」ハ「李拔」ノ誤	七七三
漢布田	七七三
平斯	同
家士曼帝國 (土耳格)	七七五
都禮爲兒	八八
魏兒烈都	七八九
威兒斯	八四三
干捏底格 (コチチカツト)	八五二
新英 (ニウ、イングランド)	同
費勒特費	八八〇

馬治孫	八八一
蘭士兒扶	八八一 (八八三)
費爾治尼亞 (ツ非ルガニア、二九二頁ヲ見)	八八一
亞那保利叔	八八一
新遮爾些 (ニウ、ゼ)	同
特拉華 (テラウエアル)	同
瑪理蘭 (メーリ、ランド)	同
南格阿利拉 (故ハ納ノ誤、二八八二)	八八二
新合市什爾 (市ハ布ノ誤)	同
馬洩朱些斯	同
絡哀倫	同
北格阿利納 (阿ハ蓋)	同
金虞	八八三
沙曼	同

葉路斯窩斯	同
水旬尼	同
栗賓度斯頓	同
亞兒摩利斯	同
日摩利斯	同
駟金孫	同
傑兒利	八八五
洛士禮地	八八五
哥兒漢	同
維兒孫	同
梅孫	同
頗士陸顯理	同
葉期亞當士(士六士ノ隈)	同
日榮	八八六

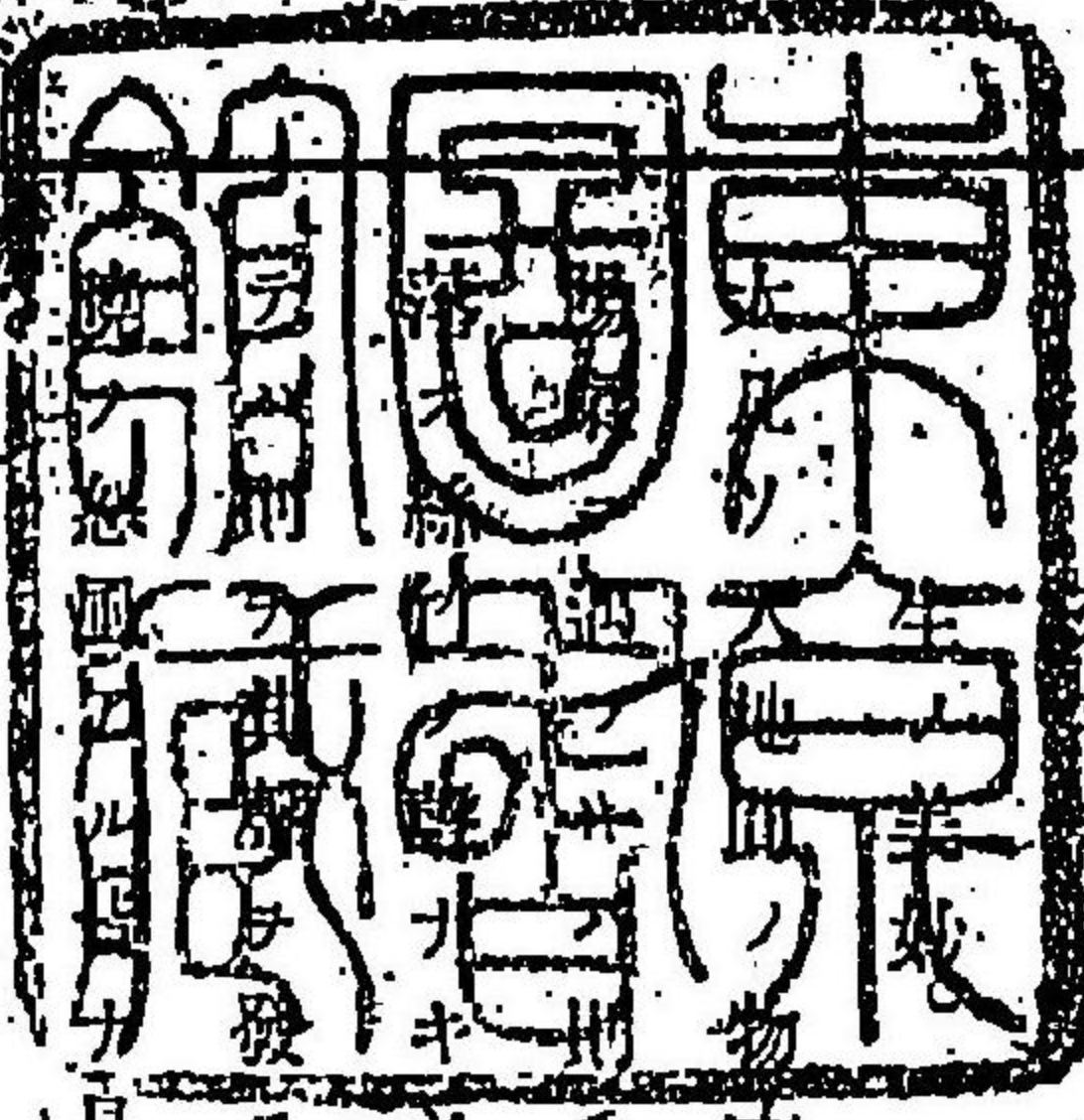
顯理亞當士	同
弗烈的利氣維廉	同
斯得隱(獨相)	八八七
伯兒離	九一〇

引用外國人地名便覽終

國憲汎論上卷

東洋學人 小野梓 著

第一章 本篇ヲ著作スル趣意。國憲ノ意義。其不當ナルニ拘ハラヌ國憲ノ
文字ヲ用非ル趣意。其必須ナル所以。泰西國憲起立ノ醜態。本邦國憲發



古近代ノ事止ムヲ得サルハ必ラス起ル矣芳艸ノ枯凋スルモ
地血ノ物ヲ發チ綠樹ノ蔭森タルモ陰性ニ遇フハ則チ其葉ヲ
人コレヲ彈スレハ則チ其音ヲ放チ金石ノ音ナキ人コレヲ擊
夫ノ鳥禽ノ春郊ニ鳴ク迅雷ノ夏天ニ轟ク秋夜ノ鳴蟲アル冬
止ムヲ得スシテ起ルモノニシテ固ヨリ偶然ニ出ツルニア
ナリ然リ而シテ萬物ノ相引ク諸原素ノ相依ル皆又止ムヲ得サルニ因テ起
動物ニ是ヲ以テ郁動シ植物ハ是ヲ以テ繁生ス夫ノ土石ノ山陸ニ在ル潮水ノ河
海ニ流ル空氣ヲ呼吸シテ生存スルモノ水氣ヲ噉嚼シテ生活スルモノ皆又止ム
得サルニ因テ起リ其之ニ因テ起ラサルモノ殆ント希ナリ唯タ夫レ人生ノ間止

得スシテ夫婦父子相親愛シ止ムヲ得スシテ朋友鄉黨相信依ス而シテ社會ハ止
 ムヲ得サルノ餘リニ結ヒ政府モ亦タ止ムヲ得サルノ際ニ起ル法律ハ是ヲ以テ立
 チ刑罰ハ是ヲ以テ行ハレ人生ノ事未タ曾テ止ムヲ得ヘクシテ而シテ起ルモノア
 ラサルナリ
 人生ノ事果シテ止ムヲ得サルノ餘リニ起ル是ヲ以テ米洲聯邦ハソノ母邦ト分離
 シ是ヲ以テ佛國ハ其政体ヲ十變ス字ノ佛ト戰ヒ魯ノ土ヲ伐ツ皆萬止ムヲ得サル
 ノ餘リニ出テ止ムヲ得スシテ百數餘萬ノ生靈ヲ殺シ止ムヲ得スシテ百數餘萬ノ
 金幣ヲ費ス夫ノ和親ヤ開戰ヤ合從ヤ連衡ヤ皆ナ又ダ止ムヲ得サルノトキニ從事
 シ止ムヲ得スシテ土魯ト戰ヒ止ムヲ得スシテ魯滿ト和ス漢字止ムヲ得サルノ餘
 ニ合從シ秘波止ムヲ得サルノ餘ニ連衡ス豈ニ管タコノ數事ノミ止ムヲ得スシテ
 起ルモノナランヤ夫ノ著作ノ如キモ亦タ皆ナ止ムヲ得サルノ餘リニ起リソノ止
 ムヲ得ヘクシテ而シテ起ルモノ未タ之レアラサルナリ是ヲ以テ天地必然ノ性理
 止ムヲ得スシテ格物ノ諸著起リ天地諸物ノ配合止ムヲ得スシテ化合ノ諸作起ル
 天下動物ノ性命止ムヲ得スシテ而シテ生理ノ書撰ハサルヲ得ス人間善惡ノ道理

止ムヲ得スシテ而シテ心思ノ論著ハサ、ルヲ得サルニ至ル嗚呼人生ノ事何事カ
 止ムヲ得ヘクシテ而シテ起ルモノアラシ哉皆ナ必ラス止ムヲ得ヘカラサルノ理
 アリテ而シテ后チ始メテ起ルモノ也
 今也我容聖ナル明治文武皇帝ハ宇内已ムヲ得サルノ大勢ヲ察シ給ヒ萬世已ムヲ
 得サルノ大詔ヲ降シ大政維新ノ初志ヲ成サセ給ヒ將サニ明治二十三年ヲ期シ議
 員ヲ召シ國會ヲ開カセ給ハントス聖勅公明正大赫々乎トシテ日月ヲ仰クカ如ク
 誰レカ天皇ノ臣子日本ノ民人ニシテ其聖德ノ厚キニ沐浴シ其聖意ノ深キヲ感佩
 セサルモノアラシヤ吾人生レテ此盛時ニ遇ヒ親シク斯大事ヲ觀ル安ソノ能ク聖
 恩ノ辱キヲ荷ヒ自カラ其事ニ從ヒ經畫周備以テ天皇聖德ノ勅詔ニ奉對セザラン
 ヤ而シテ國憲ノ制定又誠ニ已ムヲ得サルヲ知ル是レ此著ノ終ニ止ムヲ得ヘカラ
 サル所以ニシテ蓋シ之ヲ以テ天皇乙夜ノ叙覽ニ供シ併セテ日本民人ノ國憲ヲ論
 スルモノヲ資ケント欲スル也矣嗚呼天地間ノ物古近代ノ事孰レカ已ムヲ得ヘク
 シテ而シテ起ルモノアラシヤ本篇ノ如キハ實ニ明天子聖德ノ勅詔ニ奉對シ日本
 臣民ノ職分ヲ盡サンカ爲ノ萬止ムヲ得スシテ之ヲ筆ス矣今普通ノ意義ヲ以テ國

憲ノ文字ヲ解説スレハ則チ國法ノ謂ニシテ一國有ル所ノ法度ハ盡ク其中ニ包含
 シ特リ建國法ノミナラス民法刑法軍法海法治罪法訴訟法會計法ノ如キモ皆ナ其
 中ニ數フヘキモノナリト雖モ茲ニ余カ所謂ル國憲ナルモノハ特ニ英語ノコンス
 チ、ユシヨ「ナル即チ建國法ノ義ニ充ルモノニシテ其範圍殊ニ狹シ抑モコンスチ、
 ユシヨ「ナル英語ハ成立創造等ノ邦語ヲ用非以テ之ヲ直譯スヘキモノニシテ英
 人ノ之ヲ用非以テ建國法ノ義ニ充テシモノハ一國ノ成立常ニ此法ノ有無ニ依テ
 左右シ其立ツト立タ、サルト一ニ此法ノ如何ニ依レハナリ故ニ漠然之ヲ義譯シ
 テ國憲ト謂フハ寧ロ廣漠ニ過キ頗ル妥當ナラサルモノナリ然リト雖モ近時譯述
 ニ從事スルモノ多ク之ヲ用非テ之ヲ義譯シ慣用ノ久シキ自カラ從前ノ意義外ニ
 一義ヲ生シ終ニ世人チシテ國憲ト謂ヘハ所謂ル「コンスチ、ユシヨ「即チ建國法
 ノ義ナルコトヲ認メシムルニ至レリ故ニ余ハ今其不當ノ譯語ナルニ拘ハラス國
 憲ナル邦語ヲ用非「コンスチ、ユシヨ「ナル英語ヲ填メント欲ス蓋シ言語ハ想像
 ノ表ニシテ文字ハ言語ノ代辨ナレハ苟クモ國憲ノ文字ニシテ建國法ノ想像ナル
 チ表スルチ得ハ能ク言語文字ヲ用非ル所以ノ目的ヲ成就スルニ足リ更ニ新造ノ

文字ヲ用非世人ノ解釋ヲ混雜セシムルハ却テ穩當ノ措置ニアラサルチ知レハナ
 リ
 國憲即チ建國法ハ一ニ大本ノ法ト稱シ甚タ重ク之ヲ説キタリト雖モ今其本質ヲ
 分析シ仔細ニ之ヲ討索スレハ是レ主治者ノ職分權力ヲ明示シ其暴政非治ヲ防禦
 シ被治者ノ安堵ヲ謀ルモノタルチ知ル故ニ平易ニ其意義ヲ解ケハ即チ主治者被
 治者ノ關係ヲ正シ官民ノ分限ヲ定メ官人ノ職權民人ノ權利ヲ示スモノナリト謂
 フ可シ

然リ而シテ泰西人ノ往々之ヲ敬重尊崇シ以テ大本ノ法ト爲シ極言シテ設ヒ若シ
 其國ニシテ民刑ノ諸法無カラシムルモ此法一日モ無カラシムヘカラスト謂フモ
 ノハ究竟主治者被治者ノ關係ハ民人相互ノ交通ニ比シテ其利害ノ繫ル所更ニ著
 大ナルモノアレハナリ何ソヤ曰ク其國ニシテ民刑等ノ諸法ナカラシメハ其安固
 ノ要器ヲ欠クガ爲メ之カ民人タルモノ自カラ其權利ヲ保有スルニ難ンスト雖モ
 畢竟斯時ニ當リテハ數人ノ利益ヲ擧ケテ數人ノ犧牲ト爲スニ過キス一人一箇ニ
 就テ之ヲ論スレハ彼我常ニ相互ノ地ニ立チ我チシテ尙ホ平等對頭ノ權利ヲ得ル

ノ望アラシム國ニ國憲即チ建國法ノ設ナキハ則チ否ラス蓋シ此時ニ當リテハ多數ノ利益ヲ放チ少數ノ侵掠ニ任スモノニシテ主治者タルモノ若シ德義ノ良心ヲ以テ其侵掠ヲ爲スナクハ被治者ノ大幸ナリト雖モ苟モ之ニシテ不徳ノ惡念ヲ懷キ其治國ノ權柄ヲ弄ハントナレハ海陸軍警察裁判所等ノ如キ營テ人民保護ノ要器タリシ者皆變シテ彼レカ違暴ノ器具ト爲リ其禍害ノ大ナル相互ニ侵掠ヲ爲ス時ノ比ニアラス被治者タルモノ往々主治者ニ奴役セラレ財產所有等ノ權利ハ論スルヲ須非スソノ生命タモ自治スルコト能ハサルニ至レハナリ加之他ノ諸法ノ善惡間ニ主治者ノ良否ニ依ルモノアリテ國憲ノ與カル所甚タ多シ故ニ之ヲ設置シ主治者ノ職分權力ヲ明示スルハ唯リ主治被治ノ關係ヲ正スノミナラス又以テ被治者相對ノ交通ヲ正スヘキモノタルヲ知ル果シテ然ラハ國憲ノ社會ニ必須ナル明々瞭々又疑フヘキ者アラサルナリ上來ハ是レ人生通般ノ事實ニ就テ立言スルノミ今又進ミテ本邦特有ノ情勢ニ就キ更ニ國憲ノ必須ナル所以ヲ講スルニ皇統ノ一系ヲ萬世ニ繼承センカ爲メ國憲ノ制定ナカラスカラス帝室ノ威嚴ヲ無窮ニ鞏固ナラシメノカ爲メ國憲ノ制定ナカルヘカヲトルチ知ル蓋シ皇統

一系萬世不易ハ我輩庶原ノ大法ニシテ國民今之ヲ蔑視スルモノ無シト雖モ萬世ノ後時勢ノ變遷ニ遇ヒ亂臣賊子ノ出ルナキヲ保スル難ク又帝威ハ至尊至嚴ニシテ天下今之ヲ崇尊スト雖モ國民自主ヲ企望スルノ餘リ或ハ誤テ之ヲ蔑如スルノ輩ナキヲ保スル難ク共ニ其非望ヲ未發ニ防キ之ヲ確然不拔鞏固不易ナラシメサルヲ得サレハナリ

既ニ前段ヲ叙述シ更ニ眼ヲ注テ國憲ノ泰西ニ起立セシ故實ヲ顧ミ之ヲ以テ其本邦ニ發生セシ事情ニ比較スルニ余ハ讀者ト共ニ顔ヲ開テ大ニ慶賀スヘキニ快事アルコトヲ查出セリ按スルニ泰西ノ各土モ昔時政府ト名ツクヘキモノ、現シタル始メニ當リテハ他ノ諸大州各土ト均シク強族自カラ主治者ノ地位ヲ占メ其近傍ノ弱族ヲ征服シ苛ク之ヲ統治セシモノニシテ文明ノ度漸ク進ミ或ハ邦國ヲ立テ或ハ都府ヲ建ルノ地位ニ至リシ後チト雖モ尙ホ且ツ昔日ノ餘威ヲ藉リ肆マ、ニ暴政ヲ施シ馴致シテ紀元千七百年代ノ下半ニ至リ猶ホ被治者護衛ノ權柄ヲ弄ヒ他ノ權利ヲ奪シ己レカ職分ヲ忘ル、モノ多シ然ルニ其非政弄權ノ深甚ナル適以テ民人自治ノ心ヲ激發スルニ足リ此年紀ノ前後ヨリハテ國憲設置ノ想像漸

〇歐米兩洲ノ間ニ進ミ以テ米洲聯邦ノ獨立ヲ釀成シ編定ノ國憲始メテ立ツニ至
 レリ雖テ佛蘭西ノ革命是班牙ノ立憲等アリテ泰西政治ノ活劇今日ノ盛ナルヲ致
 セリ特ニ英國ノ如キハ自治ノ想像夙ニ民人ノ間ニ進歩シ約翰エマクナカータニ
 捺印セシ以還漸ク參政ノ權利ヲ舉テコレヲ民人ニ付與シ逐次ニ其歩武ヲ進メ今
 日アルニ至リ其國憲ナルモノ未タ編成ノ完全ヲ盡サスト雖モ其大體既ニ被治者
 ノ腦漿ニ點印シ主治者ヲシテ勢之ヲ弄用スルヲ得サラシム是レ國憲ノ泰西ニ起
 リシ史傳ノ略ニシテ若シ詳ニ之ヲ記述セント欲セハ數十ノ冊子ト許多ノ時日ト
 ヲ費サ、ルヲ得サルモノナリ然リ而シテ余ヤ今史書ニ就キ其起リシ時ノ故實ヲ
 察スルニ大抵主治者壓抑ノ苦ニ堪ヘス被治者タルモノ相怒テ其腕力ヲ結合シ夫
 ノ主治者ト爭鬪シ以テ之ヲ成就スルモノ多ク其中十數條ノ國憲ヲ要スルカ爲メ
 千斛ノ鮮血ヲ流シ國憲ノ腥キコト數百年外ノ今日ニ至リテ猶ホ其臭ヲ去ラサル
 者アリ其跡ノ醜惡不祥ナル誠是勢力ノ世界ニ在リテ之ヲ見レハ憐ヘンモ又事物
 ナキモノアリ然ルニ嚮ニ我邦ニ狂暴ノ議者アリ唱ヘテ曰ク宜シク鮮血ヲ以テ我
 カ自由ヲ買フヘシト是レ蓋シ不平ノ私憤ニ堪ヘス一時故サラニ過激ノ言ヲ作リ

自カラ漏スモノナルニシト雖厄苟モ是等不祥ノ語ヲ唱ヘ本邦ノ自由ヲシテ泰西
 ノ醜惡ニ倣ハシメント欲スルモノアラハ余ノ如キ眞成ニ自由ヲ愛スルノ輩ハ大
 ニ心ニ慍カラサルモノアリ況ンヤ聖天子上ニ在リ明治二十三年ヲ期シ國會ヲ開
 カセラル、ニ於テハ吾人日本人民タルモノ妄リニ輕躁急爲セス宜シク謹慎シテ
 大ニ之ニ應スルノ備ヲ爲スヘキナリ嗚呼邦人ヨ君ノ自由ハ鮮血ヲ以テ買フヲ用
 非ス腕力ヲ以テ爭フヲ用非ス唯タ方サニ君ノ識力ヲ盡シテ之ヲ求メヨ否ラサレ
 ハ君ノ自由モ亦泰西ノ醜惡不祥ニ倣ヒ腥カルヘク豈ニ悲マサルヘケンヤ
 前段ノ末ニ説キタル如キ狂暴ノ議者アルニ拘ハラス本邦ノ國憲ハ幸ニ主被相依
 ノ培養ニ依テ其萌芽ヲ生シ僅ニ十有餘年ニシテ俄ニ之カ成育ヲ見ルヲ得タリ而
 シテ其之ヲ培養シテ之ヲ茲ニ至ラシメタルモノハ多クハ明治維新ノ誓詔廢藩置
 縣ノ號令八年四月十四日ノ大詔同年六月十四日ノ詔及ヒ舊參議諸老輩ノ建議等
 ノ力ナリ今按スルニ維新ノ誓詔ハ唯タ廣ク衆議ヲ詢ヒ萬機公論ニ決ストノミア
 リ勢コレヲ速了シテ立憲ノ萌芽ヲ培養シタルモノト斷言シ難シ然レトモ八年四
 月ノ大詔同六月ノ詔ニ維新ノ誓文ヲ擴充シ云々ストアルヲ以テ之ヲ推セハ夫ノ

○一
誓詔モ立憲ノ一肥料タルコト明白ニシテ疑フヘカラス廢藩置縣ノ號令ハ國力分
裂ノ大弊ヲ醫シタルノミナラス又我カ士民ヲ放チ奴隸ノ軛ヲ脱シ自由ノ一部ヲ
得セシムルモノト謂フヘクシテ其自由ノ根幹ヲ養肥セシハ余カ深ク信スル所ナ
リ其故如何トナレハ廢藩ノ前ニ當リテハ士民大抵諸大小名ノ屬隸タリシカ故毎
ニ主人ノ意想ヲ以テ肆マ、ニ統治セラレ其實況世ノ所謂ル奴隸タルヲ免レサレ
ハナリ今試ミニ其証左ノ一二ヲ舉ケンニ士民ハ嘗テ財產所有ノ權利ナク運行婚
姻等ノ自由ナク甚ダシキニ至リテハ其生命スラ尙ホ且ツ主人ノ生殺ニ任セタル
ニアラスヤ故ニ余ハ嘗テ廢藩ノ大舉ヲ稱シテ我カ叙聖ナル明治文武皇帝ハ久シ
ク我國力ヲ分裂セシ封建ノ惡制ヲ廢絶シ同時二八百年來本邦ニ存在シ其体面ヲ
汚シタル奴隸苦役ノ醜風ヲ洗除シタル双美事アリト謂ヘリ八年四月ノ大詔及ヒ
同年六月ノ詔ハ詔語自カラ立憲ノ肥料タルヲ証シ新タニ表示スルヲ要セス故ニ
余ハ今其全文ヲ掲載スルノ榮ヲ辱セント欲ス四月十四日ノ詔ニ曰ク朕即位ノ初
首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ
祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ少康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内治ノ事

當ニ振起皇張スヘキ者少ナシトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以
テ立法ノ源ヲ廣クシ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ登クシ又地方官ヲ召集シ以テ
民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ラン
トス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕クシテ爲スニ急ナ
ルコト莫ク其レ能ク朕カ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ六月十四日ノ詔ニ曰ク朕踐
祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公
議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ其業ヲ安
ンシ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先ツ
地方ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ共同共議セシム乃チ議院憲法ヲ頒示ス各員其レ
之ヲ遵守セヨト舊參議諸老輩ノ建議ハ言聞テ過激ニ涉リ立論或ハ其當ヲ失スル
モノアリト雖モ要スルニ立憲ノ萌芽ヲ成長セシメタル肥料ノ一ト爲サ、ルヲ得
ス況ンヤ曩ニ府縣ノ議會ヲ設ケラレ今又國會開設ノ大詔ヲ頒タル、ニ遇ヒ益々
其成育ノ美妙ナルヲ証スルヲ得ヘケレハ今後當路ノ者ヲシテ能ク斷シテ之ヲ必
行スルヲ爲サシメハ向來吾人ヲシテ泰西各土ノ如ク主被相爭ヒ鮮血ヲ以テ國憲

テ腥カラシムルノ恐レナカラシム吾人豈ニ之ヲ知テ自カラ賀スルナキテ得ンヤ
若シ其有様ヲシテ始終一ナラシメハ寔ニ邦土ノ爲ノニ慶賀スヘキモノナリ願フ
ニ誰レカ此有様ヲ始終セシムルノ責ニ當ルモノ乎蓋シ内閣當路ノ諸君ナラム

第二章 本邦ノ憲法史ヲ溯源ス。神代ノ集議。神武天皇定都ノ詔。崇神天

皇ノ大詔。仁徳天皇ノ聖詔。聖徳太子十七憲法。大化二年二月ノ勅詔。

八省等ノ設置。維新ノ誓詔。廢應丁卯ノ革制。太政官日誌ノ刊行。明治

元年ノ改制。明治二年五月ノ改制。藩籍ノ奉還。新律ノ頒付。廢藩置縣。

三權分立ノ端緒。議院憲法。八年四月十四日ノ大詔。府縣ノ會刊。

ノ分離。十四年十月十二日ノ明勅。

偶然之ヲ觀レハ國憲ノ本邦ニ發生スルノ由ヲ追尋ナルカ如シ然レトモ今々退
テ國史ヲ緝キ古今ニ上下シテ細ニ之ヲ討索スレハ其淵源スル所頗ル遠ク誠ニ一
朝一夕ノ故ニアラサルヲ知ル故ニ今先ツ其源ニ溯リ以テ其由來ノ遠キヲ明ニシ
國憲ノ今日ニ起ル實ニ偶然ニ非ラサルヲ知ラシメント欲ス夫レ天下ハ天下ノ天
下ナレハ天下ヲ以テ一人ニ奉セズ宜シク天下ト同ク其政ヲ爲スヘキノ理ハ古今
ニ亘リ内外ニ通シ一定不變ノ正道ニシテ我輩蓋原中國ノ大法モ亦此ノ一定不變
ノ正道ニ據テ其基ヲ建テ先后早ク既ニ數千年ノ前ニ於テ之ヲ創メ近代ニ及ンテ
益々顯ハレテ愈々著シキヲ視ル

古記ヲ按スルニ八百萬ノ神明ヲ天安ノ河原ニ神集ヒニ集ヘ思兼ノ神ヲシテ思ハシノ八百萬ノ神コレヲ議リ白フシ天誓比神コレヲ遣ルヘシトアリ是レ正サニ八百萬神ノ國家ノ治理ヲ憂ヒ相率非テ天安ノ河頭ニ集同シ思兼神其議案ヲ發シ萬神コレヲ討議シ終ニ天誓比神ヲ派遣スルニ議定セシモノニシテ多數同議シ以テ政ヲ爲スノ基既ニ業ニ茲ニ建ツト云フモ或ハ可ナリ唯神代ノ事ハ遼邈渺忽タリ人動モスレハ之ヲ疑フ余レ今強非テ之レヲ引証セサルナリ

人皇ノ代ニ及ンテ太祖神武天皇令テ下シテ曰ク我カ東征シテヨリ茲ニ六年頗ニ皇天ノ威ヲ以テ兇徒戮ニ就ク邊土未ク清カラス餘妖猶ホ梗ルト雖モ而モ中州ノ地復風塵ナシ誠ニ宜シク皇都ヲ恢廓シ大壯ヲ規摹スヘシ而シテ今運此屯蹕ニ屬シ民心朴素巢棲穴住習俗惟レ常ナリ夫レ大人ノ制ヲ立ツ義必ス時ニ從フ苟モ民ニ利アラハ何リ聖造ヲ妨ケン且シク將ルニ山林ヲ披拂シ宮室ヲ經營シ而シテ恭シク寶位ニ臨ミ以テ元々ヲ鎮メ上ハ乾靈國ヲ授クルノ德ニ答ヘ下ハ皇孫正ヲ養フノ心ヲ廣フシ而シテ後テ六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒ而シテ宇ト爲ス亦タ可ナラスヤト其意實ニ民ノ爲メニ四海ヲ統御スルニ在リ況ンヤ降テ崇神天

皇ノ朝ニ及ンテ詔シテ曰ク惟レ我カ皇祖諸天皇宸極ニ光臨スルモノハ豈ニ一身ノ爲ノナラン乎蓋シ神人ヲ司牧シ天下ヲ經綸スル所以ナリ故ニ世々玄功ヲ闡キ時ニ至德ヲ流ク今朕大運ヲ奉承シ黎元ヲ愛育シ以テ皇祖ノ跡ニ聿ヘ遵ヒ永ク無窮ノ祚ヲ保セント欲スソレ群卿百僚爾忠貞ヲ竭シ共ニ天下ヲ安ンセヨト是レ明ニ天下ヲ以テ一人ニ奉セス共ニ天下ノ保安ヲ謀ルノ意ヲ示スモノニシテ聖德詔ニ後人孰レカ之ヲ議セン而シテ我大日本帝國憲法ノ大本早ク既ニ此時ニ創マルモノアルヲ知ル矣

雖テ仁德天皇ノ朝ニ及ンテ務メテ祖宗邦ヲ經スルノ道ニ遵ヒ崇神民ヲ重ンスルノ仁ヲ體シ恒ニ百姓ノ心ヲ以テ其心ト爲シ終ニ千古不磨ノ勅語ヲ發シ給フニ至ル勅語トハ何ソ他ナシ所謂ル望烟ノ聖語ヲ謂フナリ史ニ曰ク一日天皇高臺ニ登リ炊烟ノ稀少ナルヲ見以爲ク百姓窮乏家ニ炊ク者ナシト詔シテ課租ヲ蠲免シ窮乏ヲ賑恤シ宮垣頽敗スルモ營作スル所ナク三年ニ及フ比口ホヒ五穀豐饒シ百姓殷富歡聲路ニ盈ツ其後天皇復タ臺ニ登リ遠望シ炊烟ノ盛ンニ起ルヲ見テ皇后ニ謂テ曰ク朕既ニ富ノリ復タ何ヲカ憂ヘン乎ト后ノ曰ク今宮室朽壞シテ暴露ヲ免

レヌ何ソ富ムト謂フヘケン乎天皇ノ曰ク君ハ民ヲ以テ本ト爲ス民ノ貧ハ朕ノ貧ナリ民ノ富ハ朕ノ富ナリ未タ民富テ君貧ナルモノアラサルナリ今炊烟盛ンニ起ル富庶知ル可キナリト一片ノ勅語萬古磨セス列聖臨御ノ微旨愈々顯ハレテ愈々昭カナルヲ知ル余今本邦憲法ノ史ヲ溯源シ勢斯聖語ヲ忘却スヘカラサル也

降テ推古天皇ノ治ニ至リテ憲法十有七條ヲ定メ之ヲ天下ニ頒ツアリ世ニ之ヲ太子十七憲法ト稱ス今其國憲ニ切ナルモノヲ擧グルニ其一ニ曰ク和ヲ以テ貴トナシ(中略)上和ケハ下睦マシ事ヲ論スルニ諧フ事ハ事ノ理自カラ通ス何レノ事カ成ラサラン其五ニ曰ク登ヲ絶チ欲テ棄テ、明ニ訴訟ヲ辨ヘヨ其七ニ曰ク人各々任掌スル事アリ宜シク濫リニセサルヘシ(中略)故ニ古ノ聖主ハ官ノ爲メニ人ヲ求人ノ爲メニ官ヲ求メス其十一ニ曰ク明ニ功過ヲ察シテ賞罰必ラス常テヨ其十二ニ曰ク國ノ司國ノ造百姓ヲ歛スルコト勿レ其十三ニ曰ク諸ノ官ニ任スル者ハ同シク職掌ヲ知ルヘシ其十六ニ曰ク民ヲ使フニ時ヲ以テスルハ古ノ良典ナリ其十七ニ曰ク大事ヲハ獨リ斷スヘカラス必ラス衆ト俱ニ宜シク論スヘシ小事ハ是レ輕シ衆トスルヲ必トセス唯大事ヲ論スルニ速シテ若シ失テアラント疑フ故ニ衆

ト與ニ相辨フルトキハ辭理ヲ得ン矣ト其示ス所着々國憲ノ要ニ當リ列祖皇帝四海ニ君臨シ我カ大日本國ヲ治理シ給フノ盛意昭乎トシテ其レ明ニ源乎トシテ其レ冒スヘカラス

而シテ履中天皇ノ史官ヲ諸國ニ置キ政治ノ得失ヲ記セシメ孝德天皇ノ鐘匱ヲ宮中ニ設ケ事ヲ言フモノヲシテ書ヲ匱ニ投シ鐘ヲ撞テ告訴セシムルカ如キ民ト共ニ天下ノ治ヲ爲スノ微意復亦タ顯ナリ聽ケヨ大化二年二月ノ詔ヲ聽ケ天皇ハ實ニ詔シテ明神日本ヲ御宇ス倭根子天皇集侍ノ卿等臣連國造伴造及ヒ諸百姓ニ詔ス朕聞ク明哲ノ民ヲ御スルハ鐘ヲ門ニ懸ケテ百姓ノ憂ヲ觀屋ヲ衢ニ造テ路行ノ謗ヲ聽キ獨莖ノ説ト雖モ親ヲ問テ師ト爲ス是ニ由テ朕前ニ詔シテ曰ク古ノ天下ヲ治ル朝ニ進善ノ旌誹謗ノ木アリ治道ヲ通シ諫者ヲ來タス所以ナリ管子ニ曰ク黃帝明堂ノ議ヲ立ツトハ上ミ賢ヲ觀ルナリ堯衢室ノ問アリトハ下モ民ニ聽クナリ舜ハ善ヲ告グルノ旌アリテ主蔽ハレス禹ハ建鼓ヲ朝ニ立テ、訊望ニ備フ湯ハ總術ノ廷アリテ民ノ非ヲ觀武王ハ靈臺ノ圃アリテ賢者進ムコレ古ノ聖帝明王有ツテ失スル勿ク得テ亡スルナキ所以ナリ所以ニ鐘ヲ懸ケ匱ヲ設ケ表ヲ収ムル人

ナ拜ス愛諫ノ人ヲシテ表ヲ匿ニ納レシメ毎旦奏請セシム朕奏請ヲ得仍ホ又群卿
 ニ示シ便チ勘當セシメシ庶クハ留滯スルナケン如シ群卿等或ハ懈怠不懇或ハ阿
 黨比周シ朕復タ肯テ諫ヲ聽サレハ愛訴ノ人當ニ鐘ヲ撞クヘシ詔既ニ此ノ如シ既
 ニシテ民明直心ニ國士ノ風ヲ懷クアリ切諫陳疏シ設置ニ納ル故ニ今願ニ集在ノ
 黎民ニ示ス其表ニ稱ク國政ヲ奉スルニ縁テ京ニ到レル民ヲ官ニ留テ雜役ニ使ス
 云々ト朕猶ホ之ヲ以テ傷惻ス民豈ニ復タ此ニ至ルヲ思ハンヤ然ルニ遷都未タ久
 シカラス還テ賓ニ似ル是ニ由テ使セサルヲ得ス強テ之ヲ役ス斯ヲ念フ毎ニ米々
 嘗テ安寢セス朕此表ヲ觀テ嘉歎休ミ難シ故ニ諫ル所ノ言ニ隨ヒ所々ノ雜役ヲ罷
 ム昔キニ詔シテ曰ク諫者名ヲ題セヨト而シテ詔命ニ從ハサル者自カラ利ヲ求ム
 ルニアラスシテ將サニ國ヲ助ケントス題不ヲ言ハス朕カ廢忘ヲ諫メヨ又詔ス集
 在ノ國民訴フル所多クアリ今將ニ理ヲ解カントス諱ニ宣フ所ヲ聽ケ其疑ヲ決セ
 ント欲セハ入京ノ朝集者且ラク退散スル莫ク朝ニ聚待セヨト宣ヒシニアラスヤ
 況ンヤ孝徳天皇ノ如キハ大ニ列祖ノ聖意ヲ祖述シ八省百官ヲ置キ文武天皇之ヲ
 承ケテ其令ヲ定メ官職ノ制是ニ於テ大ニ備ハリ本邦國憲ノ歩武又其一段ヲ進ム

ルヲ覺フ此クノ如クニシテ國憲ノ想像早ク既ニ邦人ノ腦裏ニ落チ先后先ッ其大
 本ヲ創ムト雖モ而モ其細故ヲ建テ國民ト共ニ其慶ニ頼ルノ盛意ニ至テハ尙ホ未
 タ曾テ萌サス方サニ隠レテ顯ハレサルナリ況ンヤ中古以還王政漸ク衰微シ相家
 武門相踵テ政柄ヲ執ルニ及ンテ天下ノ土天下ノ民一ニ其私有ノ如ク暴政非治殆
 ント至ラサル所ナク終ニ豐蘆原ノ大法ヲ舉ケテ之ヲ蔑視シ民ト同ク天下ノ治ヲ
 爲スノ微意ヲ度外視スルニ至レリ吁々又タ甚シト謂ッ可シ然レトモ夫ノ大法タ
 ルヤ千載不磨萬世不易ノ者ニシテ之ヲ湮メント欲シテ湮ムヘカラス之ヲ滅ホサ
 ント欲シテ滅ホスヘカラス故ニ一時其厄ニ遇フテ其跡ヲ匿グスト雖モ又自カラ
 顯ル、ノ期アリ猶ホ秋草ノ枯凋スルモ陽春ニ遇フテ再ヒ其萌芽ヲ發ツカ如ク終
 ニ得テ之ヲ死却シ去ルヘカラルナリ
 是レ明治維新ノ終ニ己ムヲ得サル所以ニシテ王政復古ノ本旨實ニ豐蘆原ノ大法
 ナ恢復シ益々之ヲ擴充セント欲スルニ在リ故ニ今上ノ即位シ給フヤ首トシテ五
 事ノ誓約ヲ立テサセ給ヒ廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決ス上下心ヲ一ニシ盛ニ經
 倫ヲ行フ官武一途庶民ニ至ルマテ各々其志ヲ遂ケ人心ヲ倦マサシム舊來

ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシト云ヘリ是ニ於テ乎大法ノ萌芽復再ヒ出テ天下將ニ春ナラントス(明治元年三月)是ヨリ先キ幕府ノ大權ヲ還スマヤ攝關等ノ諸職ヲ廢シテ權ニ總裁議定參與ノ三職ヲ置キ以テ政治ヲ統理セシメ總裁神祇内國海陸軍會計刑法制度ノ八課ヲ分チ以テ天下ノ機務ヲ掌ラシム(慶應丁卯十二月)後チ又少シク之ヲ増損シ三職八局ヲ置キ三職ハ前ノ所謂ル總裁議定參與ヲ謂ヒ八局ハ前ノ所謂ル總裁神祇内國外國軍防會計刑法制度ノ八課ヲ稱 總裁局ハ總裁輔弼等ノ官職ヲ置キ萬機ヲ總判セシメ神祇以下ノ七局ハ督輔等ノ官職ヲ置テ其主管ノ事務ヲ處理セシム又大中小藩ノ制ヲ定メ徵士貢士ヲ置ク而シテ徵士ハ諸藩士及ヒ都鄙ノ有材ヲ拔擢シテ參與若シクハ各局ノ判事等ニ任シ在職四年廣ク賢才ニ讓ルヲ要シ其人常器ナレハ更ニ四年ヲ加フルヲ法トス又貢士ハ諸藩主ノ專撰シテ議事所ニ差遣スルモノヲ謂ヒ即チ議事官タリ輿論公議ヲ執リ政ヲ議スルヲ主トリ大藩ハ三員中藩ハ二員小藩ハ一員ヲ差出シ在職ノ期ヲ立テス一ニ其藩主ノ進退スル所ニ任ス惟フニ是レ代議官變制ノ一ニシテ蓋シ公議爲政ノ端緒ナリ

是ニ於テ又太政官日誌ヲ印行シ以テ政治ヲ開示シ尋テ三職八局ヲ廢シ更ニ中央ニ七官ヲ置キ地方ヲ分テ府藩縣ノ三トス七官一ニ曰ク議政官二ニ曰ク行政官三ニ曰ク神祇官四ニ曰ク會計官五ニ曰ク軍務官六ニ曰ク外國官七ニ曰ク刑法官是レナリ而シテ議政官ハ立法ヲ主掌シ之ヲ上下二局ニ分ツ上局ハ議定參與等ヲ置キ政体ヲ創立シ法律ヲ造作シ機務ヲ決定シ三等官以上ヲ鈐衡シ及ヒ賞罰ヲ明ニシ條約ヲ定メ和戰ヲ宣フル等ノ事ヲ主トラシメ下局ハ議長議員ヲ置キ議長ハ行政官ノ辨事ヲシテ之ヲ兼テシメ議員ハ貢士ヲ以テ之ニ充テ上局ノ命ヲ受ケテ租稅驛遞内外通商ノ章程貨幣ヲ作り權量ヲ定メ外國ト新條約ヲ結ヒ拓境宣戰講和大陸捕拿招兵聚糧ノ事及ヒ爭訟ヲ裁定セシム又々行政官ハ行法ノ事ヲ總理シ輔相辨事等ヲ置キ其事ニ當ラシメ議定タルモノ其輔相ヲ兼ヌ而シテ神祇會計軍務外國ノ四官ハ各々行法ノ事ヲ分任シ刑法ノ一官ハ司法ノ事ヲ執ル此クノ如クニシテ行政部内ノ官員議政官ノ一長トナリ又司法ノ官職ヲ寓シテ之ヲ行政官中ニ置キ其制未タ盡サルモノアリシト雖モ夫ノ立法行政司法ノ官職ヲ分立シ立法其上位ヲ占メ行政司法ノ二官之ニ次クノ大意ニ至テハ既ニ業ニ此時ニ行ハレ稍

治跡ノ改良ヲ見ルヘキモノアリ況ンヤ議政官ヲ分テ上下ノ二局ヲ立ツルカ如
 キ行政官ト他ノ諸官トヲ立テ諸官ヲ以テ之ヲ行政官ニ屬セシムルカ如キ一ハ以
 テ泰西上下議院ノ制ニ比スヘク一ハ以テ彼ノ内閣ト諸省トノ關係ニ擬スヘク其
 治跡自カラ衆議爲政ノ方位ニ嚮ヒ動作スルノ勢アリ(戊辰閏四月)
 後ヲ貢士ヲ罷ノ公議人ヲ設ク(戊辰五月集議院ヲ置キ政事ヲ公議セシメ(己巳五月)
 稍々制度ヲ増損セシト雖モ要スルニ其政ヲ改良ノ地ニ進ムルモノタルニ背カス
 況ンヤ新聞紙ノ發登ヲ允准シテ言論ノ自由ヲ某ノ地ニ進メ待詔院ヲ置テ言路
 ナ某ノ點ニ開ク等又君民同治ノ治体ヲ資クルコト頗ル多ホシ
 雖テ民部官ヲ置キ主トシテ聽訟ノ事ヲ督セシメ以テ民事訴訟ノ端緒ヲ開キ彈正
 臺ヲ建テ以テ内外ノ非違ヲ彈カシメシカ如キ或ハ官吏平正ヲ保ツノ治具ヲ備ヘ
 或ハ民人伸屈ノ疆場ヲ立ツル等其改進ノ治体ニ益アル誰レカ復タ之ヲ疑ハンヤ
 (明治二年五月)
 是ヨリ先キ列藩上疏シテ封土ノ私有スヘカラサルナ陳シ藩藉ヲ奉還セシコトヲ
 奏ス廷議廣ク之ヲ衆ニ詢ヒ是ニ至テ之ヲ許ス是ニ於テ手府藩一致ノ制立チ廢藩

置縣四民平等ノ基成ル蓋シ又明治更始ノ一大盛舉ト謂フヘキナリ(己巳六月)
 既ニシテ又官制ヲ改メテ神祇太政ノ二官民部大藏兵部刑部宮内外務ノ六省待詔
 集議ノ二院彈正ノ一臺宣敷開拓按察ノ三使等ヲ設ケ更テニ左右ノ大臣納言參議
 ノ三職ヲ置キ略ホ大寶ノ舊ニ復シ(己巳七月)又新律ヲ頒テ刑法ノ所在ヲ示シ(庚午
 十二月)列藩ヲ撤シテ三府七十三縣ヲ置グニ至ル世ニ之ヲ廢藩置縣ノ大舉ト稱ス
 (辛未七月)而シテ此舉ヤ大ニ本邦自由ノ根幹ヲ養肥シ無數ノ奴隸ヲ放テソノ束縛
 チ免レシムルノ實アリ嗚呼大ナル哉此舉ヤ嗚呼盛ナル哉此舉ヤ余既ニ第一章ニ
 於テ其美ヲ贊スル詳ナリ故ニ今又之ヲ茲ニ復セス
 踵テ太政官ノ官制ヲ改メ正院左院右院ヲ分置シ正院ニ大臣納言參議ヲ置キ天皇
 チ輔翼シ諸政ヲ綜判シ海陸軍ノ事ヲ綜知セシメ左院ニ議長議員ヲ置キ諸ノ法制
 ノ事ヲ議セシメ右院ニ諸省ノ長次官ヲ集メソノ僚員ニ充テ當務ノ法案ヲ草シ諸
 省ノ議事ヲ審査セシム既ニシテ又前ノ諸省等ヲ廢シテ新ニ神祇外務大藏兵部文
 部工部司法宮内ノ八省及ヒ開拓ノ一使ヲ設ケ太政官ヲ以テ本官ト爲シ諸省ヲ以
 テ分官ト爲シ太政大臣左右大臣及ヒ參議ヲ置ク之ヲ維新以後第五ノ革制ト稱ス

(辛未八月)而シテ此革制ニ依テ執法申律折獄捕亡等ノ事及ヒ大藏省管スル所民事ノ聽訟ヲ舉ケテ之ヲ司法ニ歸シ尋テ、臨時司法出張府縣各區ノ諸裁判所ヲ建テ漸ク司法ノ官職ヲ割キテ行政ノ官職ト分離スルノ基ヲ立テ三職分立ノ端始メテ茲ニ創マル蓋シ又明治政体ノ進歩セシモノニシテソノ改進ノ治途ニ益アル知ルヘキ也

降テ七年五月ニ及ンテ終ニ議院憲法ヲ頒チ詔シテ曰ク朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨趣ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ公議輿論ヲ以テ法律ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンシ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ共同共議セシム乃チ議院憲法ヲ頒示ス各員其レ之ヲ遵守セヨト既ニシテ支那ノ事起ルヲ以テ其會ヲ此歲ニ開カス又地方ノ行政官ヲシテ民人ニ代ハリ政ヲ議セシムルハ其序ニ於テ或ハ盡サ、ルモノアリシト雖モ要スルニ聖旨ノ在ル所始終渝ハラス民ト同ク此治ヲ爲サセ給ハント欲スルノ宸意勃々乎トシテ夫レ盛ナルヲ觀ル余既ニ本篇第一章ニ於テ此勅詔ヲ表シ立憲ノ一大肥料ナリ

リトセリ豈ニ夫レ妄言ナラン哉

既ニシテ元老院大審院ヲ置キ又地方官會議ヲ開キ詔シテ曰ク朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ少康ヲ得タリ願フニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振起皇張スヘキモノ少ナシトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣クシ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ謀リ漸次ニ國家立憲ノ政体ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ラントス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コトナク其レ能ク朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレト是ニ於テ乎立憲ノ聖意愈々顯ハレテ愈々隱レナク衆庶悅服相慶シテ曰ク嗚呼大ナル哉嗚呼盛ナル哉此詔ヤ洋々乎トシテ夫レ涯リナシト蓋シ是レ本邦開闢以來未曾有ノ大詔ニシテ我邦治体ノ進歩セル方サニ大ナルヲ見ル宜ナル哉世ノ之ヲ稱シテ四月十四日ノ大詔ト謂ヒ以テ其德ヲ仰クヤ故ニ余ハ恒ニ曰ク此詔ヲ讀テ之ヲ齟味セサル者ハ日本人ニシテ日本人ニアラス又之ヲ齟味シテ之ヲ喜ハサルモノハ日本人ニシテ日本人ニアラサルナリ能ク之ヲ齟味シ能ク之ヲ喜ヒ

而シテ此詔ニ因テ將來我帝國ノ政治ニ如何ノ關係ヲ惹起シ來ルカヲ慮ラサル者ハ又日本人ニシテ日本人ニアラサルナリト蓋シ是レ余カ我后十四日ノ明詔ヲ奉牀シ其聖旨ヲ翼賛スルノ微意ナル而已矣

居ルコト殆ト三年西陲ノ亂平キ天子詔シテ再ヒ地方ノ長官ヲ東京ニ會シ府縣會則ヲ議セシム尋テ天下ニ布告シテ之ヲ行ヒ各地某々ノ民人ヲシテ府縣會ノ議員ヲ差出セシメ毎年地方稅ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ豫算及ヒ其徵收方法ヲ議定セシム是ニ於テ民人ヲシテ始メテ參政權ノ一部ヲ占有セシメ國民ト同ク此聖慮原ヲ治スルノ古典ヲ實行スルノ端緒ヲ開ケリ蓋シ是レ漸次ニ立憲ノ政体ヲ立テサセ給フ聖意ノ外ニ顯ハル、モノ、一ニシテ爾後年ヲ閱スルコト殆ト四年通常ノ會期ヲ經ルコト既ニ數回其間某々府縣會ノ如キハ不幸ニシテ地方ノ行政官ト軋轢シ或ハ會議中止ノ命ヲ蒙リ或ハ議員解散ノ令ヲ受クルモノアリト雖モ其全體ヲ以テ之ヲ言ヘハ民人參政ノ權利ヲ利用シテ君民同ク此ノ大日本帝國ヲ治理スルノ治體ヲ資クルモノ、如シ況ンヤ一昨年ニ至リテ更ニ常置委員ヲ置キ之ヲシテ地方行政ノ事務ニ參セシムルニ及ンテ又更ニ一段ノ光彩ヲ放テ之ヲ君民

同治ノ政躰ニ加フルヲ觀ル蓋シ又政治進步ノ一ナリ

此ノ如クニシテ漸ク治體ノ進步スルニ隨ヒ政府又其歩ヲ進ムルノ切ナルヲ知リ一昨明治十三年二月ニ及ンテ内閣ノ分離ヲ斷行セリ是ニ於テ乎太政官中更ニ法制會計外務内務司法軍事ノ六部ヲ置キ又會計檢査院農商務省統計院等ヲ建テ尋テ各省ノ職制章程ヲ改正シ以テ行政ヲ整理セシメ斯大勢ニ應スルノ豫備ヲ爲セリ

居ルコト未タ二歳ナラス天皇マタ觀サセ給フ所アリ斷シテ國會ヲ開クノ期ヲ定メサセ給ヒ普ク天下ニ詔シテ曰ク朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古經テ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム此レ皆ナ漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ラサルハ莫シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン願ルニ立國ノ体國各宜シキヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揭ケ洪模ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ

以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當
 ラシム其組織權限ニ至リテハ朕親ヲ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アテントス朕
 惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜
 シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ
 爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明
 シ爾有衆ニ諭スト是ニ於テ乎君民同治ノ政体始メテ顯ハレ國人ノ其期ヲ望ム恰
 モ大旱ノ雲霓ヲ望ムカ如ク相思凝テ一日千秋ノ感ヲ爲スニ至レリ
 之ヲ要スルニ君民同治ハ我豐蘆原中國ノ大法ニシテ隆古以來絶ヘント欲シテ絶
 ヘス滅ヒント欲シテ滅ヒス終ニ明治ノ昭代ニ遇フテ稍々其基ヲ登クシ漸ク顯ハ
 レテ將サニ盛ナラントス

第三章 各種ノ政体ヲ約論ス。政治ノ三体。合衆政治。其實際ニ行ハレ難
 キ所以。寡人政治。其得失。獨裁政治。其得失。三種ノ政体ヲ合併スル
 ハ實ニ於テ行ハレサル所以。代議政治。代議政治ノ本邦ニ實行スルヲ得
 ル所以。皇統ノ綿々ヲ萬世ニ保持スルノ上策ハ代議政治ヲ必行スルニア
 ル所以。

大詔一降立憲ノ事定マル我儕日本國人ハ今將サニ立憲政体ノ治下ニ生息セント
 ス其政体ノ論ニ於ケル殆ント用ウル所ナキカ如シ然レトモ願ミテ之ヲ看レハ我
 后無前ノ英斷ヲ垂レ開闢以來ノ治体ヲ一變シ之ヲ此ニ改メント欲シ給フモノハ
 其由來頗ル深シ雖レカ日本國民ニシテ之ヲ講究スルヲ厭フモノアランヤ而シテ
 其之ヲ講究スル所以ノ道一ニ各種政体ノ得失ヲ論スルニ在リ是レ余カ國憲ノ細
 目ヲ説クノ前ニ當リ先ツ之ヲ約論スル所以ニシテ著作ノ秩序勢ヒ然ラサルヲ得
 サレハナリ

泰西政理家ノ説ク所ニ據テ之ヲ謂ヘハ政治ニ三種ノ大別アリ一ニ曰ク有衆直ニ
 自カラ之ヲ行フニ曰ク數人ノ手ニ委シテ之ヲ爲サシム三ニ曰ク一人ノ身ニ歸

シテ其爲ス所ニ任ス是レナリ是レ世ノ所謂ル合衆寡人獨裁ノ三治ナルモノニシテ古今宇内ノ政治千態萬狀ノ別アリト雖モ約シテ之ヲ言ヘハ殆ント咸ナ此三種ノ範圍ヲ出テサル也

唯リ空想ノミニ依テ之ヲ謂ヘハ合衆政体ノ善美ナル遠ニ他ノ政体ニ超越シ其利便、殆ント筆言スヘカラサルモノ、如シ然レトモ今顧ミテ細ニ之ヲ實行スル所以ノ方便ヲ求メ其極ル所ヲ講スレハ其善其美ハ共ニ空想ニシテ唯リ其利便ナキノミナラス又之ヲ以テ政治ノ效績ヲ舉グルコト能ハス甚タシキハ其國ヲ滅スルノ不祥アルヲ知ル夫レ有衆ニシテ直ニ自カラ其政ヲ爲サント欲セハ勢ヒ必ス相會同シテ每事其治理ヲ公議セサルテ得ス惟フニ有衆タルモノ能ク數々相會同シテ每事其治理ヲ公議スルヲ得ル乎曰ク是レ誠ニ難シ設ヒ若シ之ヲ爲スヲ得ルトスルモ夫ノ私家ノ職業ニ從事スルヲ得ルカ爲メ有衆ノ存亡未タ知ルヘカラサルモノアリ蓋シ有衆ノ存在スルハ財産ヲ聚殖スルニ依リ財産ヲ聚殖スルハ實ニ私家ノ職業ニ從事スルニ依レハナリ加之一時數萬ノ衆民ヲ集メ之ヲ一場ノ中ニ會セシメハ衆論多議殆ント決案ノ期ナカルヘシ是レ合衆政治ノ終ニ實行スルテ

得サル所以ニシテ若シ強テ之ヲ行ハント欲スレハ少ニシテハ政治ノ效績ヲ舉グルコト能ハス大ニシテハ有衆ヲ亡滅スルニ至ラン惟フニ世ノ合衆政治ヲ妄信シ之ヲ唱和スル者モ亦必ラス有衆ノ存在ヲ希ヒ政治ノ有效ヲ謀ルモノナラン然ルニ其結果此ノ如ク夫レ不吉ナリ是レ豈ニ思ハサルノ甚タシキニ非ラザランヤ

有レ人希臘古代ノ史ヲ引キ前言ノ非ナルヲ證シテ曰ク古時雅典ニ合衆ノ政治アリ君見スヤ當時其ノ市民ハ共ニ相會集シテ諸ノ政務ヲ議シソノ審判ヲトヘ親ラセシニアラスヤ是レ合衆政治ノ行ハルヘキ的証ニシテ又動スヘカラサルモノナリト余曰ク然リ余嘗テ希臘ノ舊史ヲ讀ミ之レヲ記スル子ノ言ノ如シ余レニニ敢テ子ノ言ヲ拒絕シテ之レナシトセンヤ然レトモ子ノ之ヲ以テ合衆政治ノ宇内ニ普行スヘキヲ證スルニ至テハ抑モ又タ誤レリ何ソヤ合衆政治ノ雅典ニ行ハレシニ二ツノ因縁アリ若シ近時ノ諸州ニシテ此二因ヲ具スルアラハ余レ豈ニ其必行シ難キヲ經非ン哉然レトモ今ヤ諸州此二因ヲ具スルニ暇アラス余レ是ヲ以テ其必行シ難キヲ保スニ因トハ何ソ一ニ曰ク其治スル所ノ邦國必ラス狹隘ナラサルヘカラスニ曰ク其邦内必ラス許多ノ奴隸ナカラサルヘカラス蓋シ其治スル所ノ

邦國ニシテ狹隘ナラサレハ人口ノ夥多ナル適有衆會同ノ妨碍ヲ爲シ許多ノ奴隸ニシテ其邦内ニ存スルナカシメハ能ク有衆ノ爲メニ其勞役ヲ代辨スルモノアラレハ也惟フニ雅典ノ如キハ一小市府ニシテ其境界素ヨリ廣汎ナラス闔市ノ人皆ナ鳴鼓ヲ聞テ其非常アルヲ知リ之ニ會スルヲ得シノミオラス剩サヘ許多ノ奴隸アリテ良民ニ服事セシモノナレハ其數自カラ少小ニシテ又縦マ、ニ政事ニ參スルヲ得セシ耳是レ合衆政治ノ嘗テ雅典ニ行ハレシ所以ニシテ今之ヲ引テ宇内今日ノ諸州ニ充テント欲スルハ抑モ是レ誤レリト謂フヘシ

寡人政治ハ一ニ右族共治若クハ貴族合議ト稱シ政治ノ全權ヲ舉ケテ之ヲ某ノ右族ニ委シ他ノ種族ハ之ニ服従スルモノヲ謂フ也魏刺屈斯頓嘗テ其得所ヲ稱シテ曰ク能ク才智ニ富ムト今余ヲ以テ之ヲ視ルニ氏ノ此言アル果シテ何ノ據ル所アリテ然ルヤヲ詳カニセス抑モ才力智識ナルモノハ人生更事ノ際其心腦ヲ勞役スルニ因テ生シ所謂ル自然ノ物ニアラサルナリ是ヲ以テ心腦ニシテ之ヲ役スル頻多ナレハ其才智自カラ富ミ之ヲ勞スル希少ナレハ其才智自カラ貧シ是レ理ノ最モ親易キ者ニシテ余ノ多論ヲ要セサル者ナリ今惟フニ夫ノ政權ヲ世々ニシ及

ヒ之ヲ一二種族ノ中ニ攪包スルモノ果シテ能ク頻々心腦ヲ勞役スルコトアル乎余レ吾人ノ往時ニ經歷シタル實事ヲ以テ之ヲ推度スルニ向來モ亦タ其希少ナルヲ知ル若シ夫レ然ラハ右族共治ヲ稱シテ才智ニ富ムノ得所アリト謂フハ實ニ是レ無縁ノ浮想ニシテ寧ロ稱シテ才智ニ貧シキモノト謂フヘキナリ是レ右族共治ノ用非テ以テ其國ヲ治セシムヘカラサル所以ノ一ニシテ其關スル所決シテ輕カラサルナリ然レトモ是レ猶ホ其小ナルモノナリ右族共治ノ失更ニコレヨリ甚タシキモノアリ曰ク何ソ曰ク若シ之ニ委スルニ政治ノ全權ヲ以テセハ唯自己黨類ノ私利ノミチ是レ營ミ以テ民人ノ自由ヲ妨碍シ社會ノ利益ヲ損害スル是レナリ抑モ人類ノ行爲ハ其思慮ニ因テ發シ思慮ハ其情欲ニ因テ動クモノニシテ一旦情欲ノ發動スルヤ思慮先ツ自己ノ利益ニ及フ者ハ人類ノ本性ナリ而シテ此情欲ナルモノハ天地ニ亘リ古今ヲ極メ終ニ得テ消滅スヘカラサルモノニシテ政府ノ設ケアル實ニ此情欲ヲ抑制シ社會一般ノ利益ヲ謀ルモノ也然ルテ今政治ノ大權ヲ舉ケテ之ヲ一二右族ノ手ニ委シ之ヲ世々攪包襲續セシメ他ハ之ニ服従シテ外ヨリ之ヲ刺衝セサレハ其右族タルモノ豈ニ己レカ情欲ヲ抑制シテ自カラ止ムノ理

アラソヤ必ラスヤ之ヲ違フシテ社會ノ利益ヲ侵掠シ以テ自カラ利スルアルヘキ耳實狀果シテ此ノ如シ是ヲ以テ右族共治ノ政体ハ用非テ以テ一國ヲ治スヘキニアラサルナリ

政務ヲ決行スルノ能アリトハ是レ獨裁政治ノ得所ヲ稱スルノ語句ニシテ余モ亦タ嘗テ之ヲ許セリ然リト雖モ此ノ能力ナルモノハ君主ノ仁不仁ニ由テ其關係ヲ殊ニスルモノニシテ若シ君主ニシテ仁德聖明ナラシメハ其力ヲ以テ大ニ社會ヲ利スルコトヲ得ルト雖モ若シ之ニシテ不仁暴惡ナラシメハ其力偶々以テ政治ヲ害用シ社會ノ大不利ヲ致スニ足ルモノナリ故ニ此ノ得所ヲ稱シテ社會ニ利アルモノト謂フハ仁德聖明ノ君主ニ遇ヒ始メテ之ヲ明言スヘキモノニシテ所在ノ獨裁政治ニ概稱スヘキモノニアラサルナリ惟フニ常住仁德聖明ノ君主ニ遭遇シ不斷其聖世ニ生息スルヲ得ハコレカ民人タルモノ永ク其恩澤ヲ受ケ大ニ其幸福ヲ全フスルヲ得ヘシト雖モ如何セン夫ノ明君ノ出ルアルハ千載僅ニ一遇ニシテ常ニ之ヲ期スルヲ得サルモノナレハ人文ノ漸ク進歩シ人々永久ノ安寧ヲ懷フニ及ンテハ其ノ治体自カラ改良ヲ加ヘサルヲ得ス

以上叙スル所ノモノニ據テ之ヲ論スレハ三種ノ政体皆各々其失點アリ單ニ之ヲ用非テ以テ社會ノ安寧ヲ永久ニ謀ルヘカラス然リト雖モ若シ今夫ノ三体ヲ集メ以テ一体ヲ成シ之ヲ用非テ以テ一國ヲ治メハ其利害如何ソヤ斯問案ハ政体論中ノ最モ切用ナルモノニシテ先哲多クハ之ヲ利アリトナスモノナレハ余ハ勿々ニ看過シ去ルヲ得ス勢ヒ少シク之ヲ討查セサルヲ得ス

余依テ先ツ平易ニ三体集成ノ意義ヲ解釋スルニ即チ曰ク一政府ノ政ヲ三復シ君主貴族平民ヲシテ交々之ニ當ラシメ互ニ共同シテ之ヲ行フ是レナリ是ニ於テ余ハ更ニ考察ノ歩ヲ進メ人情ノ常態ヲ推シテ夫ノ三者ハ政治上ニ在テ何等ノ事ヲ爲スヤヲ顧ミルニ乃チ君主ハ常ニ已レカ所好ニ注意シ貴族モ平民モ共ニ其利便安樂ヲ進メント欲スルモノナルヲ知ル是レ三体集成ノ終ニ實行スヘカラサル所以ノ本源ニシテ若シ三者ヲシテ共ニ孤立シテ相結フコトナク互ニ相箝制セシムルヲ得ハ幸ニ之ヲ以テ一時ノ存在ヲ保ツヲ得暫ク之ヲ集成スルヲ得ヘシト雖モ人情ノ類欲ヲ違フスルノ念ナルモノハ世間終ニ其極度アルヲ見サルモノナレハ此ノ如クニシテ鼎立ノ形ヲ保チタル君主貴族平民モ其情欲ニ誘導セラレ遂ニ共

合シテ一ヲ滅シ其利ヲ分ツコトアルヘシ是レ人世ノ常態ニシテ吾人平常ノ交際上ニ於テ數々見聞スル所ナレハ政治上ニ於テ其必有テ保スルモ亦タ太タ過當ナルモノニアラサルナリ且ツ夫レ己レノ利ヲ謀テ人ノ害ヲ顧ミサルハ人情ノ常ナレハ三者利ヲ競フノ際相爭鬪シテ社會ノ安寧ヲ擾亂スルモ復タ未タ知ルヘカラサルモノアリ勢此ノ如シ故ニ三体ノ集成ハ遂ニ之ヲ實際ニ行フヲ得サルナリ曰ク然ラハ二者ヲ集メテ之ヲ成セハ能ク其目的ヲ成就スルヲ得ル乎曰ク否ナ世間若シ二者ノ權力ヲ平等スルノ術アラハ互ニ相抑制シテ或ハ併立ヲ保ツヲ得ヘシト雖モ天下之ヲ全フスルノ術ニ乏シタ二者權力ノ平均常ニ期スヘカラサルノミナラス偶々偶然ノ事ニ因テ之ヲ平均スルヲ得ルアルモ其猜疑嫉妬ノ餘リ往々爭鬪ヲ致シ遂ニ之ヲ失スルコトアルハ理ノ最モ粗易キモノナレハ二者ノ集成モ亦勢ヒ實行スヘカラサルナリ

人アリ英國現行ノ政体ヲ引キ余ノ前言ヲ駁シテ曰ク是レ三体ノ集成ヲ必行スルヲ得ルノ的例ナリ惟フニ子ノ所説ハ想像ナリ英國ノ政体ハ實事ナリ實事ト想像ト孰レカ最モ確實ナル乎今ヤ英國強大字内ニ雄視シ内外之ニ屈服シ大ニ其至治

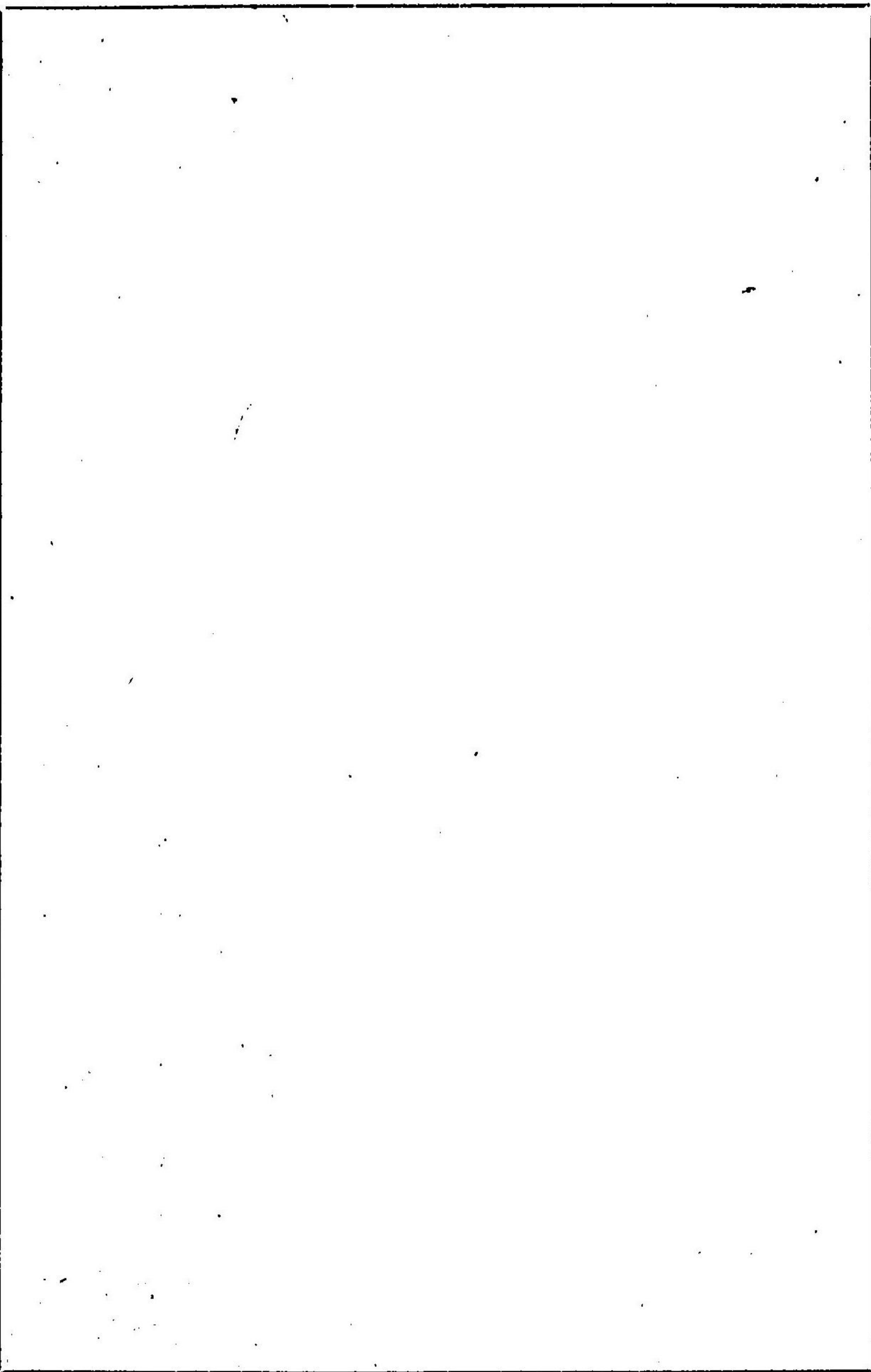
ヲ稱ス是レ以テ三体集成ノ社會ニ利益アルヲ証スヘシト余ヤ亦嘗テ前哲ノ英政ヲ稱シテ三体ヲ集メテ之ヲ大成スルモノナリト爲スヲ聞ケリ安ソ能ク這般ノ駁論ニ遇ヒ輕々ニ看過シ去ルヲ得ンヤ必スヤ英政ノ實質ヲ討究シ而シテ后チ其是非直ヲ判決スヘシ依テ新ニ英史ヲ細キ仔細ニ之ヲ講究スルニ英國ノ強大チ今日ニ致シ民人ヲシテ大ニ其自主ヲ全フスルヲ得セシムル者ハ職トシテ王維廉三世ノ後數々政治ノ改良ヲ行ヒ漸ク古政チ一變セシニ由ルヲ知ル今其改良ノ一二ヲ云ハンニ權利ノ議王室相續ノ法官獨立ノ保限刊行ノ自由天主教信者ノ放釋及ヒ議院改革ノ二議ノ如キハ其最モ著シキモノナリ而シテ此數政ニ就テ其政略ノ方向ハ果シテ何等ノ邊ニアルヤヲ討索スルニ權利ノ議ナリ天主教信者ノ放釋ナリ議院改正ノ二議ナリ皆ナ是レ代人議政ノ精腦ヲ具シ其實チ行フモノニアラサルハ無シ故ニ今ノ時ニ當テ英政ノ實質ヲ的言スレハ三体ノ集成ニアラスズシテ實ニ立君統一代人議政ノ治ナリト謂フヘシ英人能ク代人議政ノ方便ヲ用非以テ立君ノ治ヲ濟ス故ニ其威守内ニ加ハリテ民人其幸福ヲ全フスルヲ得ルナリ余未タ三体ノ集成ニ由テ之ヲ致セシヲ知ラサルナリ讀者若シ前言ニ疑フモノ

アラハ請フ試ミニ英史ヲ取り王維廉三世即位前後ノ情況ヲ比較シ仔細ニ之ヲ看
 ヲ必ラス思ヒ半ヲ過クルモノアラシク呼々英國現行ノ政治ニシテ既ニ其實行ヲ証
 スルニ足ラストセハ三体集成ノ治亦決シテ希望スヘキモノニアラサルナリ
 吁々三体ノ單用既ニ難シ而シテ其集成モ亦實行スヘカラストセハ天下遂ニ良善
 ノ政体ヲ得ヘカラレルカ如シ若シ夫レ然ラハ吾人ノ幸福ハ仁君ノ出ツルニアラ
 サレハ終ニ之ヲ全クスルヲ得サル乎曰ク否ナ決シテ然ラズ人生智識ノ進歩スル
 ヤ有形ノ物ハ某ノ發明アリテ曰クニ其用ヲ新ニシ無形ノ者ハ某ノ改良アリ
 テ月々ニ其理ヲ極メ今日ノ天下ハ既ニ昨日ノ天下ニ非ラス明日ノ天下ハ又今日
 ノ天下ニアラス故ニ政治學ノ如キモ其間ニ在テ自カラ許多ノ正理ヲ發見シ政治
 其方ノ如キモ亦隨テ其新案ヲ出セリ今ヤ吾人カ了知シ得ル所ノモノヲ以テ之ヲ
 云ヘハ所謂ル代人議政ノ法ナルモノアリテ能ク獨裁合衆二治ノ短所ヲ補ヒ其足
 ラサルヲ濟度シ或ハ君主ノ國ヲ利シ或ハ民主ノ國ヲ益スルヲ知ル惟ルニ是レ我
 カ容聖ナル明治文武皇帝ノ夙ニ立憲ノ政跡ヲ建テサセ給ハント宣言シ終ニ之ヲ
 明治二十三年ニ實行サセ給ハントスル所以ニシテ聖慮誠ニ偶然ニアラサルヲ知

ル也而シテ余ノ本章ヲ説ク要專ラニ此ノ一邊ヲ講スルニ在リ矣
 頑然説ヲ爲スモノアリ曰ク代議ノ治之ヲ本邦ニ施スヲ得ス若シ之ヲ實行セント
 セハ畏クモ王家ヲ如何セント吁々コレ何ト云フコトソ饒合ヒ若シ代議ノ政治ヲ
 用非民人ノ代議人ヲ差遣シ以テ天下ノ大政ニ參セシムルトスルモ其施政ノ全權
 ニ至リテハ必ラス之ヲ一人ノ手ニ委シ其決行ノ便宜ヲ得セシメサルヲ得ス是レ
 古今ノ實驗ニ依テ已ニ不可容異議ノ定案ト爲リ吾人モ亦大ニソノ然ルヲ贊スル
 モノナリ故ニ萬一本邦ニ王家ノ有ルナカラシムルモ吾人若シ代議ノ治ヲ用非ハ
 必ラス一ノ主頭ヲ推撰シテ之ヲ立テサルヲ得サルモノナリ然リ而シテ今者幸ニ
 三千年ノ久シキ此萬世一統ノ帝王ヲ戴キ加フルニ祖宗列聖臨御ノ宸旨ハ實ニ一
 人ニ奉セスシテ萬生ノ爲メニスルニアリ吾人如何ソ施政ノ大權ヲ以テ之ヲ我后
 ニ委シ奉テサランヤ又之ヲ奉テ萬世不易ノ帝王ト仰クモノハ我豐蘆原ノ大法ニ
 シテ吾人安寧ノ爲メ深ク之ヲ尊崇遵奉スヘキモノナリ果シテ此ノ如シ故ニ代議
 ノ政治ハ王家ニ一二ノ不利ヲ爲サス之ヲ今日ニ實行スルモ決シテ弊害アラサル
 也

既ニ前言ヲ叙述スト雖モ事王家ニ係ルヲ以テ尙ホ未タ自カラ安ンセス更ニ之ヲ
 考察スルニ余ハ又皇統一系ヲ萬世ノ後ニ保持スル爲メ代議政治ヲ實行スルノ甚
 タ切ナル所以ヲ查出セリ是レ余カ前説ヲ確實ナラシムル爲メ甚タ切要ノ關係ヲ
 有スルモノナレハ余ハ之ヲ茲ニ筆記スルヲ情ルヘカラス抑モ神器ヲ覬覦スヘカ
 ラサルハ大日本帝國ノ大法ニシテ苟クモ之ヲ犯セハ之ヲ誅罰シテ敢テ假スコト
 ナキハ本邦ノ大法ナルノミナラス我后ノ仁德恒ニ能ク人心ヲ収攬スルニ足レハ
 今ヨリ萬世ノ後ト雖モ敢テ此非望ヲ心ニ抱キ王室ヲ危フセント謀ルモノ萬アル
 ヘカラス然リト雖モ愚民慢リニ自主ヲ欲スルノ餘リ或ハ誤テ佛人ノ覆轍ヲ今日
 ニ蹈ミ巴黎滿城ノ慘毒ヲ我東京ニ現出スルナキヲ保シ難シ吾人若シ斯等ノ不幸
 アルニ遇ハ、饒ヒボルボンノ甚タシキナクモ上ハ王室ノ不利ヲ致シ下ハ民人ノ
 福祉ヲ害シ上下ノ利舉ケテ姦雄ノ占據スル所トナラン是レ誠ニ恐ルヘキノ一事
 ニシテ邦人輕躁ノ性アル實ニ其絶無ヲ保スル難シ故ニ佛蘭西ノ鑑ミテ照シ其弊
 ヲ未發ニ防グハ方今政治ノ一大要務ニシテ代議ノ政治ヲ採用スルカ如キハ誠ニ
 其一ナリ蓋シ之ヲ用非大ニ參政ノ權利ヲ舉ケテ之ヲ民人ニ與ヘ慢リニ自主ヲ欲

一四
 スルノ已ニ不利ナルヲ知ラシメハ能ク冥々ノ中ニ在リテ夫ノ慘毒ヲ防禦スルヲ
 得上下共ニ其廢ニ頼ルヲ得レハナリ余故ニ曰ク代議ノ政治ヲ採用セハ皇統ノ一
 系ヲ萬世ノ後ニ保持シ易シト敢テ妄語ヲ爲リ自カラ欺キ人ヲ欺カント欲スルニ
 アラサルナリ果シテ此ノ如シ故ニ前段ノ所謂頑然ノ説ハ過慮ノ甚タシキモノ
 ニシテ畢竟婆心ノ惑ニ過キサル也



第四章 立憲ノ大歸旨。國ノ國ニ於ケル本務。人生ノ三大要事。生存。富
 周。平等。三大要事ト保固トノ關係。立憲ノ大歸旨ヲ全フスル方便。官
 職ノ應當。官職應當ノ三原質。德義。聰明。黽勉。聰明ノ二別即チ學識
 果斷。主治者ノ德義ヲ勸ムル要訣。主治者ノ聰明黽勉ヲ勸ムル要訣。

既ニ第一章ニ於テ國憲ノ意義ヲ解説シ略ホ其歸旨ヲ説ケリト雖モ猶ホ未タ之ヲ
 盡サ、ルモノアリ故ニ今又之ヲ茲ニ詳説シ其歸着ノ要ヲ詳カニセント欲ス
 然レトモ余レ今直ニ立憲ノ大歸旨ニ説キ入ラス宜シク先ツ簡易ニ國ノ國ニ於ケ
 ル本務ハ如何ナルモノニシテ其大歸旨ハ果シテ何所ニ在ルヤヲ討究スヘシ蓋シ
 國憲ハ一國ノ社會ヲ建立スル爲メ之ヲ設立スルモノニシテ其歸旨ハ國ノ國ニ於
 ケル本務ノ大歸旨ト其要ヲ同フスルモノナレハナリ
 何チカ是レ國ノ國ニ於ケル本務ト謂ヘル一問ハ對答ニ易クタル皮相ノ觀アリテ
 突然之ヲ聽ケハ或ハ問ヲ發スルノ却テ疑ハシキカ如シ然リト雖モ天下ノ事往々
 皮相ノ看ノ如クナラス其實相問ク想像ニ異ナルモノ多ケレハ余ハ今多少ノ辨論
 考察ヲ費シ之ヲ明ニスルノ勞役ヲ取ラサルヲ得ス依テ願ミテ古來人間ノ經過セ

シ事蹟ト今時吾人ノ遭遇シタル事情トニ就テ之ヲ看ルニ古人ノ認メテ以テ國ノ國ニ於ケル本務トシ今人ノ許シテ以テ國ノ國ニ於ケル當職ト爲ス者共ニ甚タ錯雜シテ醇ナラス千態萬狀殆ント之ヲ單一ノ地ニ致スコト能ハサルヲ知ル今試ミニ古人ノ認メテ以テ國ノ國ニ於ケル本務トセシモノ、一二ヲ舉ケンニ或ハ曰ク均田ハ政治ノ本ナリ班田ハ天下ノ公ナリ或ハ曰ク上下ノ分限正サ、ルヘカラス或ハ曰ク衣服ノ制度立テサルヘカラス或ハ曰ク禮樂ノ事ハ國ノ一定スヘキ所ナリ婚姻ノ事ハ國コレヲ決スヘシ或ハ曰ク市價均シクスヘシ雇錢定ムヘシト而シテ願ミテ今人ノ許シテ以テ國ノ國ニ於ケル當職トナセルモノヲ問フニ即チ曰ク諸ノ律法設ケサルヘカラス民人ノ教育忽ニスヘカラス衛生ノ事ハ國ノ宜シク務ムヘキモノナリ濯水掃除注意スヘク檢疫療病留心スヘシ又タ民人ノ食料ヲ制シソノ寢時ヲ定ムヘシ勸業モ亦國ノ務ナリ通商モ亦然リ賑恤モ亦然リ文學モ亦皆ナ然リト其錯雜シテ純一ナラサル誠ニ此ノ如シ然リ而シテ古人ノ以テ政治ノ大本トセシ均田ノ法ハ今人既ニソノ實行ノモノニアラサルヲ知リ古人ノ以テ天下ノ至公トモシ班田ノ制ハ今人既ニソノ公平ノ事ニアラサルヲ曉リ衣服ソノ制ヲ

立ツルノ愚ナル貴賤ソノ權ヲ異ニスルニ非ナル民人ノ私約ナル婚姻ニ干涉スルノ背理ナル市價ノ以テ均一スヘカラスル雇錢ノ以テ一定スヘカラスルカ如キ今人皆ナ既ニ曉リ得テソノ國ノ國ニ於ケル本務ニアラサルヲ知リ管ニ古人所信ノ陋僻ナルヲ笑フノミナラス又方サニ是ノ數事ヲ稱シテ惡政ノ深甚ナルモノト爲スニ至レリ惟フニ今人ノ許シテ以テ國ノ當職トナセルモノ果シテ皆ナ國ノ國ニ於ケル本務ナル乎吾人未タ之ヲ知ラサルナリ古人既ニ之ヲ前ニ失スルアリ今人未タ完全ノ人ト云フヘカラス焉ソ能ク其失見ナキチ後ニ保スヘケンヤ況ンヤ律法ニ許多ノ種類アリテ其要否必スヘカラス教育ノ事勸業ノ務道商賑恤衛生文學ノ事皆ナ各々其適度アリテ未タ始メヨリ咸ク國ノ務ムヘキ事業ナリト爲スヘカラスナルニ於テハ吾人安ソ能ク之ヲ許シテ咸ク國ノ國ニ於ケル當職ナリト爲スヲ得ヘケン哉

古人ノ以テ國ノ本務トセシモノ既ニ據ルヘカラス今人ノ以テ國ノ當職トナセルモノ亦タ咸ナ信スヘカラストセハ吾人勢自カラ進ンテ其考察ヲ下シ以テ竊ニ定ムル所ナカラサルヘカラス余依テ退テ國ノ國ヲ爲ス所以ノ本源ヲ原ヌルニ實ニ